

串間市景観計画



宮崎県 串間市

はじめに

串間市は、宮崎県の最南端に位置し、東は日向灘、南は志布志湾に望み、北は都城市、日南市、西は鹿児島県志布志市と隣接し、年平均気温18度の温暖多雨な南国的な気候となっています。海岸線には起伏・変化に富んだ島々や岩礁が点在する日南海岸国定公園に連なる海中公園、野生馬の都井岬、幸島の文化猿、亜熱帯植物が繁茂する市木海岸など、自然のみが持つ天賦の資産を貴重な資源とする観光田園都市です。

市域には北から龍口、笠祇、などの連山がそびえたり、その北部は山林に包まれる森林資源の宝庫をなしています。これらの連山に源を発する河川は、市域中央を貫流する福島川をはじめ、数河川の水系に分かれ、その流域に広がる耕地を養い、豊富な農産物を産出しています。

これらの豊かな自然を保全することや、美しく調和のとれたまち並みづくりなどの景観形成を進めることは、住民の地域に対する愛着や誇りを育むことにつながります。また、住む人、訪れる人の共感を呼び、本市の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や住民活動の活性化など景観まちづくりの発展にもつながります。

串間市は2009年12月1日に、景観法に基づく景観行政団体に移行し、豊かな自然を活かした魅力的な景観づくりについて取り組む意思を表明したところです。

現在、人々の価値観は量的充実から質的向上へと大きく変化しており、心に潤いを与えるまち並み景観や自然景観への関心が高まってきています。しかしながら一方では、経済的特性を追求したまちづくりにより、潤いのある景観が損なわれつつあります。

これらの背景や一連の取り組みを受けて、先人から受け継いだ「串間らしい景観」を守り、育てていくための取り組みが必要とされています。そのため串間市では、地域振興につながる景観まちづくりへの発展を見据えつつ、安全で快適な、すべての人に優しいまちづくりとともに、本市の豊かな資源を活用した串間らしい景観づくりを推進するために、「串間市景観計画」を策定しました。

誰もが住みたくなり、訪れたくなる、そんな串間市を住民のみなさまと一緒に創造していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



蘇鉄自生地（都井地区都井岬）

令和元年10月
串間市長 島田俊光

目 次

I. 計画の前提	1
1. 計画の目的	1
2. 景観計画の位置付け	3
3. 推進主体	4
II. 景観特性と景観形成の課題	5
1. 景観特性	5
2. 市民アンケートの結果	5
3. まち歩き研修会における高校生アンケートの結果	7
4. 景観形成の課題	8
III. 景観計画区域及び景観形成の方針	10
1. 景観計画区域	10
2. 基本目標	11
3. 展開方法	12
IV. 協働による景観まちづくりの推進	15
1. 市民としての役割	15
2. 事業者としての役割	16
3. 景観行政団体としての市の役割	17
V. 良好的な景観形成のための基準	18
1. 届出対象行為の規模	18
2. 景観計画区域における景観形成のための基準	19
3. 景観形成地域の特性及び基本方針	21
VI. 景観形成重点地区	22
1. 景観形成重点地区の抽出と地域指定の考え方	22
2. 景観形成重点地区の設定	23
VII. 景観形成上必要なその他の事項	25
1. 景観重要建造物の指定方針	25
2. 景観重要樹木の指定方針	25
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	28
4. 屋外広告物に関する基本的事項	32
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	32
6. 自然公園法について	33
7. 景観形成に向けた各種制度の活用	34
資料 編	37
資料-1 H30 串間市アンケート結果（景観）	39
資料-2 まち歩き研修会	45

I. 計画の前提

1. 計画の目的

『景観』とは、まち並みや佇まいなど人々が眺めることができる「対象」を表す『景』と、「対象」を眺める人々の感覚を表す『観』が組み合わされた言葉です。

『景観』は、「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」と言え、改めて見直すことで、地域の文化や歴史を再発見できるものです。けれども、日頃見慣れているだけに、それほど重要視されなかった側面があります。

『景観形成』とは、これまで培ってきた地域固有の特性を活かし、大切な財産として維持・伝承し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指します。串間市の豊かな自然や歴史的な佇まい、良好なまちなみ景観の保全はもとより、特に良好な景観の形成には、住民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいくことが必要です。

過去には、経済活動を優先する余り、全国各地で景観が損なわれてきた状況がありました。自治体によっては、条例等で自主的に規制をかける場合もありましたが、法律として後ろ盾がないため、その強制力に限界があり、地域の財産としての貴重な『景観』を失うこともありました。

しかし、全国各地で、住民レベルでの景観に対する意識も徐々に高まり、行政法規による明確なルールづくりの必要性が高まったことから、いわゆる「景観緑三法」が平成16年に制定されました。

『景観計画』は、これらの法律を基に、串間市の地域特性にあった景観づくりを進めるために策定するものです。「住んで良かった、訪ねて良かった」という思いを強く感じさせるとともに、市の魅力を向上させることによって、観光や交流が促進されることが期待でき、さらには、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や住民活動の活性化などにもつながっていきます。

●景観緑三法

美しい景観づくりのための地域ごとの取り組みを支援する「景観緑三法」は、「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の総称。
(平成16年6月制定)

□景観法

良好な景観の形成に関する基本理念並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、都市や農山漁村などにおける良好な景観形成を促進する目的で、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制など、所要の措置を講じるもの。

□景観法の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律

景観法の施行に伴い、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備等を行ったもの。

□都市緑地保全法等の一部を改正する法律

都市における緑地の保全及び緑地並びに都市公園の整備を一層促進し、良好な都市環境の形成を図るため、「緑地保全地域」における緑地の保全のための規制及び「緑化地域」における緑化率規制の導入、立地的都市公園制度の創設など所要の措置を講じたもの。

●景観行政団体

景観法に基づいて、良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のことで、都道府県や政令指定都市、中核市は必然的、その他の市町村は都道府県と協議を経てこの団体となることができる。宮崎県内では平成27年3月1日までに全ての市町村が景観行政団体となっている。

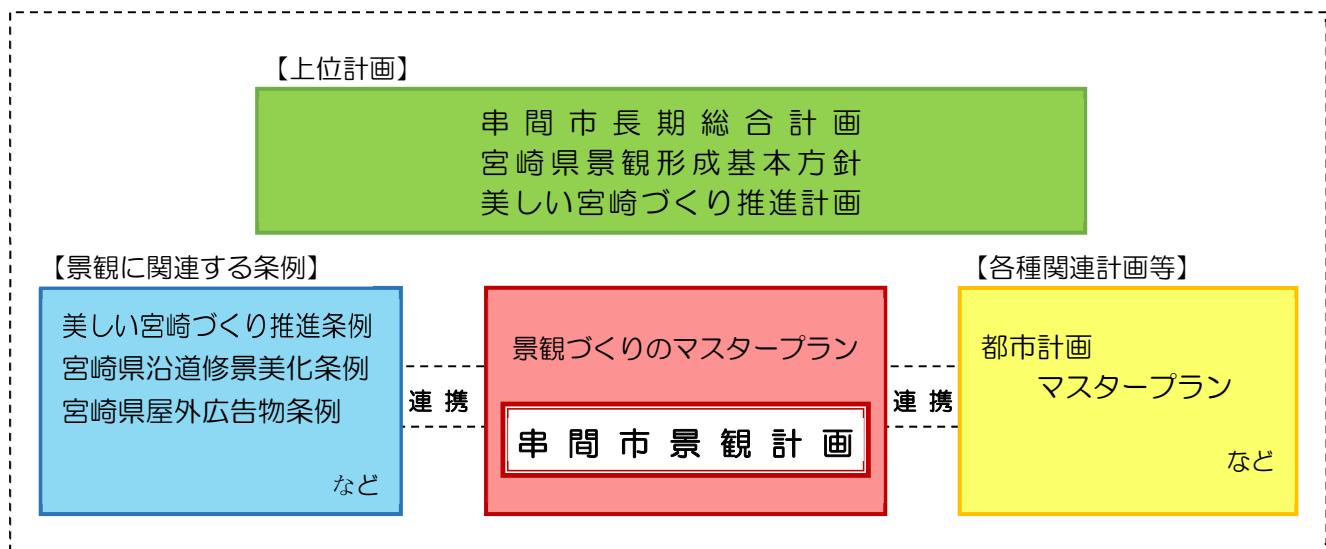
●景観計画

景観法の基本となる仕組みで、景観行政団体が、景観行政を進めるための基本的な計画対象とする区域（景観計画区域）、景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針等を定める。

2. 景観計画の位置付け

美しく魅力的な景観づくりは、良好なまちなみづくりを進めるために必要な条件の一つであり、串間市景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、文化が織り成す串間らしい景観を”まちり””育み””つくり”、次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組みや景観形成基準等を定めたマスタープランです。

今後は、本計画に基づき、街の景観の特性を活かしつつ、さらなる景観の魅力向上に資するような景観づくりを進めています。



まず、景観づくりの土台となる、良好な景観形成の必要性への理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的として、市全域を対象とした景観の「地」づくりのための緩やかな基準等を含む景観計画を作成します。

さらに景観づくりへの機運が高まった段階で、串間市を代表する景観を有した地区などを対象として、きめ細かな基準等を含む景観形成重点地区への指定を検討する形で「図」づくりを行い、段階的な計画策定を進めていくこととします。



▲段階的な計画策定のイメージ

3. 推進主体

本市の景観をより良いものにするためには、市民、事業者、市が共に、本市の景観を理解し、協力し合い、積極的に良好な景観の形成に取り組まなければなりません。

串間らしい美しい景観との「調和」を前提に、良好な景観要素の「保全」、景観阻害要因の「除去・遮へい」、「修景・美化」及び新たな景観価値の「創造」という景観配慮の基本原則に基づく対策を推進します。

本計画の推進主体は、市民、事業者、市（行政）であることを認識し、三者がそれぞれの役割を果たすと共に、協力、連携しながら一体となって取り組んで行きます。



II. 景観特性と景観形成の課題

1. 景観特性

串間市は、九州の南東端、宮崎県の最南端に位置し、東は日向灘、西は森林資源の宝庫である龍口・笠祇などの山麓をもって鹿児島県志布志市と隣接し、南は志布志湾に臨み、北は山麓をもって都城市及び日南市と隣接しています。

温暖な気候に恵まれており、海岸線には、起伏に富んだ島々や岩礁が点在する風光明媚な日南海岸国定公園に連なる海中公園、野生馬の都井岬、亜熱帯植物が自生し、美しい渚の市木海岸、山々を源とする河川は、市内の中を貫流する福島川をはじめ、善田川、本城川、市木川などの河川に分かれ、その流域は肥沃で、豊富な農産物を産出する田畠が広がっており、自然のみが持つ魅力あふれる観光田園都市を形成しています。

行政機関、事業所などが集中する市街地は、海に向かって開けた平野部に形成されており、山々の縁に包まれ、沿岸を走る国道からは、碧く澄んだ海を臨むことができ、古くからの漁村集落に福島大橋などの新しい都市施設が融合した空間があります。都井岬からは種子島・屋久島を、海岸からは海を隔て、大隅半島などの雄大な景観を望むこともできるなど、雄大な自然を有する景観特性を持っています。

2. 市民アンケートの結果

市民2,000名を対象に行なったアンケート（資料-1：P39）において、景観に関する意識を調査した結果から以下のような市民の意識がわかりました。

景観に対する取り組みへの項目では、市民が「景観への関心を高める機会」を多く作るための取り組みや、地域の景観づくりとしての「組織的な活動に高めていくための支援」が求められている結果となりました。

景観への関心を高める機会として、「写真展」「市民参加によるまち歩き」「ガーデニング教室」などの催し物の企画・開催を通して、景観に関する市民意識の向上を図ることが望まれています。また市民からの関心が高く、満足度の高い自然景観に関しては、「そのままの自然がいい」「開発は反対」などの意見もあり、自然を守りながら、その自然を活かし持続的な発展を行っていく必要があると考えられます。

一方で、景観を損ねていると多くの人が考えている空きビル、空き家等への対策や、歴史・文化に関する風景に関する低い状況であることを踏まえ、旧吉松家住宅を中心とした歴史や文化財等の要素に関連する景観資源を用いたアプローチについて議論を重ねる必要があると考えられます。

～市民の関心が高い景観～

○港や海、緑や農業など【自然との調和】に関する景観に対しては満足度が高く、また【自然そのものの景観】に対しての関心も高い結果となっています。

○好きな景観についての自由記述では、圧倒的に「都井岬」に関する内容が多く、灯台から見た海や丘にいる岬馬の景観などが好まれています。都井岬が好きな説明内容を含めて、地名を記載せずに「海」の景色と答えた人が多く、市民の海の景観に対する関心の高さがうかがえる結果となりました。

～市民の不満度が高い景観～

- 景観に対する満足度が高いものに、港や海、緑や農業など【自然との調和】に関する景観が挙げられる一方で、駅の周りや商店など市内の【まちなみの景観】に関しては不満度が高い傾向となっています。
- 空きビル・空き家等が最も景観を損なっていると考えている人が多く、この半世紀で人口が半減した串間市では、直接、間接的に人口減少が景観にも大きな影響を与えており、「寂れたまちの姿」が景観をも損なっていると感じている人が多い状況です。
- この課題に対しては、狭義の【景観】への取り組みだけでは解消できないものであり、まちづくり全体に関わる大きな課題であると言えます。

～歴史、文化景観について～

- 港や海の景観や串間駅周辺の【まちなみの景観】、山や川などの【自然そのものの景観】などには関心が高いものの、【歴史・文化に関連する風景】には関心が低い結果となりました。
- 市民が好む景観、重要視する景観として、旧吉松家住宅などの「点」としての景観資源は、歴史や文化等の要素に関連する景観資源が集積しているわけではないため、インパクトが弱いものと考えられます。

～景観に対する市民の知識や要望等～

- 景観形成に重要な項目として「重要な建築物や樹木の保全」「農地や里山、山林の保全」「重要な河川や道路沿いの景観の整備」の3項目が重視されている一方で、建築物や広告物に関する施策に対しては、比較的関心が低いことが見て取れます。
- 景観に関する取り組みとして、自宅周りの緑化や花を植える美化活動には半数以上の市民が取り組んでおり、景観に対する意識を多くの市民が持っていることがわかります。
- 興味がある景観関連イベントについては「写真展」「市民参加によるまち歩き」などの景観資源の再発見や景観意識の共有につながる取り組み、各家庭の身近な空間の美化につながる「ガーデニング教室」に関して興味を持つ人が多い状況でした。
- 自由記述では、「そのままの自然がいい」「開発などしてほしくない」「伐採の跡が気になる」など自然景観に手を加えることへの否定的な意見や、「建物の改築改修を行ってほしい」「道路の整備をしてほしい」など、既存の人工物への改善要望などが挙がっていました。

3. まち歩き研修会における高校生アンケートの結果

旧吉松家住宅周辺を中心としたエリアにおいて、高校生 8 名による景観を見て歩くまち歩き研修会を行いました。その際のアンケートによる景観に関する意識を整理した結果（資料-2：P45）の概要を以下に示します。

～残したい景観～

- 歴史を感じる建物や石垣、石壁など
- 日常的に見える山並みや道の景色など

～景観を損なっているもの～

- 朽ちかけている空き家、用をなしていない看板、空き地など
- 周辺のまちなみとは大きく異なる色彩の建物
- 空き地に散乱しているゴミ

～市内の良いと感じる景観～

- 都井岬や幸島をはじめとした海や川などの豊かな自然の景観
- 古くからある愛宕祭り

～自由意見から～

- 建物の見栄えを向上させて統一感を出すだけでも良くなるのではないか



まち歩き研修会の状況

4. 景観形成の課題

～自然を守る視点から～

○串間らしい景観として多くの市民が好きだと答えている海岸や山頂から望む真っ青な海の景観、船から見る変化に富んだ海岸線や山並み景観は、雄大な自然を感じさせてくれます。その素晴らしい環境の中に暮らすことを誇りに思い、この自然を大切に守り、将来へ引き継いでいく仕組みを明確に示す必要があります。

○串間の自然景観を楽しめる眺望空間を確保し、多くの人が自然の素晴らしさに触れる機会をつくることが必要です。

○美しい山並みのスカイラインを遮る構造物や山肌を削る開発への対策を講じることが望されます。



扇山から大隅半島（都井地区都井岬）

～文化的景観を育む視点から～

○漁村特有の集落形態や民家の石垣など、古くから生活の知恵として受け継がれてきた地域固有の由緒ある景観の保全策を講じることが望れます。

○山の裾野や谷間には、農林業の生業と共に守られてきた集落があります。日々の生活に根ざした景色として市民の満足度が高い集落と一体となった山々や棚田が織り成す美しい四季の景観を、維持・継続していく仕組みづくりが求められています。



石積（本城地区春日）

～都市景観をつくる視点から～

○都市機能が集積している市街地には、それを囲む緑の里山や河川等の自然的な景観に加え、旧吉松家住宅などの歴史的な文化資源も数多く点在しています。それらの貴重な文化資源に対する市民の関心をもっと高めるとともに、自然と歴史・文化が調和した一体感あるまち並みの景観づくりが必要です。

○建築物等のデザイン、色彩に対する配慮や錯綜する電線への対応が進んでおらず、連続性や統一感に欠ける景観となっているほか、点在する空き家や空き地が市街地の景観を損なっています。歴史観漂う風格と、活気や賑わいをもたらすような景観の創出が求められます。

○沿道にたち並ぶ屋外広告物や自動販売機等の一部は、デザインや設置の仕方、老朽化などにより周囲の景観に悪影響を与えているものもあります。串間の美しい風景と調和した潤いのある沿道景観づくりの方針や基準が必要です。



石積（福島地区仲町）

～「市民と共に」の視点から～

- 人工的な構造物の築造にあたっては、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせると同時に、人に優しいユニバーサルデザインに配慮していく必要があります。目に映る風景に留まらず、海風がもたらす潮の香り、さざ波の音など、五感に響き、心を豊かにする景観づくりを市民と共に、実践する取り組みが必要です。
- 不法投棄や海岸漂着ゴミの対策、自動販売機周辺の清掃、観光ルート沿いの除草など、身近な景観づくりは、市民の参加と協力がなければ、解決することができません。特に、沿道景観や集落景観などは、市民の理解と主体的かつ自発的な協力が不可欠です。
景観・風景は、市民共有の資産であるとの視点で、景観形成に関する地域住民の意識の高揚を図り、地域住民と事業者、市が一緒に取り組んでいく必要があります。
- 本市に隣接する日南市と志布志市とは、国道のみならず海岸線でも結ばれています。景観は、連なる一体的な空間全体で形成されるものであり、広域的な視点に立った景観施策を連携しながら創っていくことも必要です。



高畠山から望む市内

III. 景観計画区域及び景観形成の方針

1. 景観計画区域

本市では、市域に広がる美しい風景や景観資源を将来に引き継いでいくため、景観計画区域を串間市全域とし、市全域での景観の形成に取り組みます。

■市全域を景観計画区域とする理由

○これまでの取り組みから

本市では、平成21年12月に景観行政団体となりましたが、これまで景観形成に関する計画等を示していなかったため、市内各所にたくさん存在する自然豊かな景観が損なわれる可能性があります。

また、宮崎県では、美しい宮崎づくり推進条例等によって、県内全域の景観の向上に取り組んでいます。

○本市の景観特性から

市域の大部分が山々の緑で覆われ、周囲は碧く澄んだ海に面しています。

本市の景観は、これらの自然、歴史、文化が一体となって調和することで形成されています。

限られた一部の区域を「景観の保全、形成を図る必要のない区域」として、景観計画の対象から除外することは、一体感ある景観形成を図る上で支障となると考えます。

○景観法活用の視点から

景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等の指定は、景観計画区域内に限られています。

これらの制度を市全域で活用し、良好な景観を守り将来に引き継ぐためにも、景観計画区域は市全域とします。

景観計画区域：串間市全域

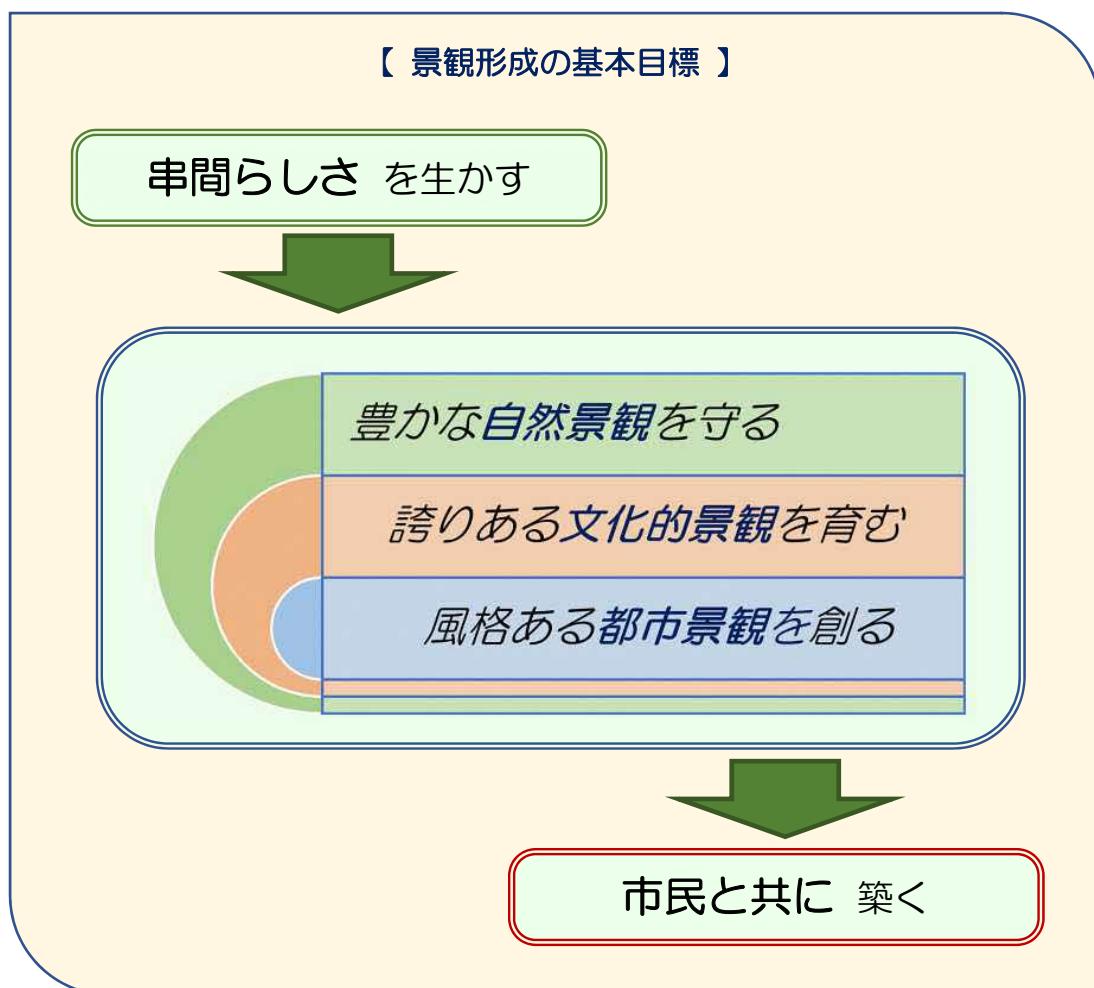


2. 基本目標

本市が目指す景観形成は、

串間らしさを生かす
「豊かな自然を守り、
誇りある文化的景観を育み、
風格ある都市景観の創出」
を市民と共に築き上げていく

ことを目標とします。



3. 展開方法

(1) 豊かな自然景観を守る

①海岸線及び河川の景観の保全と再生

海岸景観は渚、海浜、海岸林、背後の丘陵地等の自然的要素と、海岸堤防、護岸、突堤等の人工的要素で構成されています。そのなかで、日向灘、志布志湾などの海上から望む海岸線の自然景観の保全に努めます。

都井の海中は、九州最大級のテーブルサンゴなど、亜熱帯性の生物が豊富な国内でも貴重な海域です。しかし、近年、サンゴを餌にするオニヒトデなどによる被害が増えています。そのため、環境省では早期発見・駆除について、関係自治体や研究機関、地元漁業関係者等と連携し適切な対応方針を定めています。本市においても、地元団体等との協力体制を整えるなど、良好な海中景観の保全に努めます。

串間市は市域面積の76%が森林に覆われ、そこから流れる河川から水の恵みを享受しています。風光明媚な自然環境は、貴重な動植物の宝庫を醸し出し、市内を流れる中小河川や水田、里山等においては、自然豊かな水辺環境が数多く残っています。

このような自然環境を将来にわたって、後世に引き継ぐことを願い、平成15年6月30日に「水辺環境保全都市宣言」を行っております。本市においても市内の水辺環境保全活動を実施する関係機関、団体並びに市民等と連携し貴重な水辺環境資源を保護し、良好な河川景観の保全に努めます。

②豊かな山々に親しむことのできる環境整備

森林は、木材の供給だけでなく、豊かな地下水を育み、山地災害の防止や洪水調整を行うほか、大気中の二酸化炭素を吸収することで温暖化防止の重要な役割を担うなど多面的な機能を発揮します。また、目に映る緑は、心にやすらぎや癒しを与えてくれ、串間の景観を構成する重要な資源です。森林の適正な保全管理に努めると共に、遊歩道や眺望空間の整備など、多くの人が美しい景観に触れる機会の創出を図ります。

③市民やNPO団体等による自然美化活動の推進

市域では、毎年定期的に行政や地域団体、事業所等が参加して、清掃活動が行われています。

市民からの情報を基に、適切な対策等の検討を行う一貫したシステム構築により、景観上の問題をいち早くキャッチし、早期に解決できる体制づくりを進めます。また、国、県、市や関連団体が連携し、ボランティア活動などに関する情報提供の充実を図ります。

(2) 誇りある文化的景観を育む

①文化的資産の形成

地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のために欠くことの出来ないものを「文化的景観」と定義されています。文化的景観とは、日々の生活に根ざした景観であり、日頃はその価値に気づきにくいものです。

文化的景観は、その地域に伝わる固有の歴史、文化と関わり、独特の風土的特色を有しています。その保全は、地域に居住し、その景観の維持に直接関わる地域住民が主体となります。しかし、

持続可能な景観として育んでいくためには、その地域の住民だけの取り組みでは限界があり、広く市民の理解と協力を求めていく必要があります。そのため、市民共有の財産としての意識高揚を図る環境づくりを進めます。

②里地、里山、里海の保全と再生

農林水産業は、依然として里地、里山、里海と密接な関係を持っている産業と言えます。しかし、過疎、高齢化は、長年支えられてきた里山等の荒廃をもたらすとともに、地域経済を衰退させ、人々の生業にも影響を及ぼしています。

自然と共に育まれる農林水産業が衰退していくことは、生態系のバランスを崩し、目に写る景観だけでなく、環境破壊にもつながります。農林水産業の果たす役割を理解し、文化的景観の保全と再生を目指していくことが求められます。

景観法では、市町村は景観計画区域内の農業振興地域において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合、景観農業振興地域整備計画を定めることができます。

水稻や甘藷、果樹や野菜の栽培地では担い手不足による耕作放棄地が増加しています。農業関係者の参加を得ながら、農地の石積の保全やひまわりや菜の花などの景観作物の栽培、集落全体の共同作業等の計画立案に努めます。

森林所有者についても高齢化などにより、放置山林が増加しています。森林本来の機能を維持できるよう、林業事業体を中心として保育、間伐を推進し、優良材の育成に努め、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を推進し、健全な森林づくりを目指します。

③伝統行事を楽しむ場の形成

伝統行事の風景は、祭りの場と借景を形づくる周辺の景観で成り立ち、祭りに参加する人だけでなく、そこを訪れる人々の心をも感動させてくれます。

幅広い世代の人々が、地域の生活文化を通じて交流しあう環境づくりが必要です。多くの人が祭りの風景を楽しめるよう、舞台となる交流空間の保全に努めます。また、伝統行事をはじめとする四季折々の風景を、貴重な景観資源として捉え、市民や観光物産協会などと連携した情報発信システムの強化を図ります。

④集落景観維持のための仕組みづくり

古くから人々は、相互扶助により草払いなどに参加し、互いの連帯感を深め、共存しあうことにより地域のコミュニティを育んできました。高齢化が進行していく中、このような相互扶助の活動を一層深めていくことが求められます。

空き家となった家屋、増築、改築されていく家屋などにより、伝統的な集落景観が失われつつあるなかで、個々の家々ではなく、まち並みを形成する集落としての一体的景観を評価することで、住む人の意識とともに、その景観価値に対する認識が深められていきます。学識経験者などによる外部調査の実施や、まち並み景観コンクールなどの表彰制度により、その価値を評価できる体制を整えていきます。

集落景観の保全を図るために、地域の特性や実情を見極め、住民合意に基づくルールづくりが必要です。守るべき文化的景観の区域を調査し、住民参加のもとに保存計画や行動計画の立案を行い、景観形成地域の指定や、景観協定の締結など、地域に応じた制度を活用していきます。

(3) 風格ある都市景観を創る

①賑わいと活力を生み出す景観の創出

人が集い賑わいを生み出すには、多くの人を引き付け、歩いてみたくなる心地よい空間づくりが必要です。商店街の外灯や店舗の看板、案内板等に統一性を持たせるなど、商店街組織が一丸となって景観づくりに取り組むことが求められています。

例えば、ショーウィンドーや外観等の照明、店舗前の可動式ワゴン、フラワーボックスなど、統一感のあるデザインを導入し景観づくりを進めます。

②自然と歴史が調和したまち並みづくり

建築物が密集する民間空間では、景観への配慮が必要であり、官民一体となった、風格ある景観まちづくりが求められます。

景観軸となる幹線道路の電柱地中化、観光案内や道路案内などの公共サインについては、まち並みと調和する色やデザインに配慮した統一規格等の検討を進めます。

建築物や工作物の新築、増築、改築の際は、周辺の自然や歴史的景観との調和を図るため、意匠、形態、色彩に配慮するなど、一定の行為に対する基準を定め、まち全体のバランスを考慮した景観まちづくりを進めます。

樹木や草花の緑化を推進するため、各種景観コンクールを開催するなど独自の表彰制度や、記念樹配布制度などの導入を検討し、民有地の緑化を推進し、官民一丸となった都市緑化を推進します。

③交通結節点の魅力づくり

国道220号、同448号と県道今別府串間線が結節するJR串間駅前交差点は、道の駅（仮称）整備や、整備促進している東九州自動車道により、交流人口の増大が期待されています。市内に訪れる人々の利便性や総合的な情報案内等の充実が欠かせません。美しい景観まちづくりの面からも、わかりやすく利用しやすい道路環境の整備や、観光施策との連携が必要です。

主要道路の結節点や、交通の基軸となる幹線道路が交差する主要なまちかどは、ゆとりある空間づくりに努め、樹木や花の植栽などによる花のまちかどづくりを推進します。

沿道景観阻害の大きな要因となっている乱立する屋外広告物や自動販売機については、景観協定の締結により、色や大きさ、共同設置義務等を定め、良好な景観形成を推進することが可能です。まち並み点検活動やワークショップを行い、改善策やルールづくりの必要性など、地域にあった基準を話し合う場を設け、積極的に取り組もうとする地域に対するアドバイザー派遣など支援体制を整えていきます。一定の区域で、住民の合意が図られる場合、景観協定制度などを活用し、より良好な景観形成の実現を図ります。

IV. 協働による景観まちづくりの推進

景観まちづくりを進めていくには、市民、事業者、市がそれぞれ責務を果たすとともに、協力、連携しながら一体となって取り組んでいくことが重要です。

ここでは、景観まちづくりの主体となる市民、事業者、市の果たす役割から、期待される景観活動を整理します。

1. 市民としての役割

身近な景観づくりの重要な担い手としての役割を理解し、地域の景観に関心を深め、快適な生活空間の質的向上や環境と調和した景観まちづくり活動に、主体的に取り組む活動展開が期待されます。

●市民主体の景観まちづくり活動の展開

- ・景観資源の掘り起こしや、まち並み（集落）点検活動などへの参加。
- ・地域の景観資源マップの作成。
- ・地域の自然や歴史、文化、生活を特徴づける景観重要樹木や建造物の発掘。
- ・地域に残る歴史や文化を子供達に語り継ぐ活動への参加。
- ・家周辺の道路清掃や、自治会における地域の美化活動などへの積極的な参加。

等

●景観形成のルールづくりへの参加・協力

- ・近隣との協働による建築協定や景観協定などのルールづくりへの参加。
- ・住民提案制度等を活用した景観計画についての提案。
- ・景観形成重点地区の計画づくりに参加し、地域を守るルールづくりへの協力。
- ・地域のルールの理解と景観の形成への協力。

等

●市が行う景観の形成に関する施策への協力

- ・景観まちづくりに関するシンポジウムやセミナーへの参加。
- ・地域で開催される景観まちづくりのワークショップなどへの参加。

等

2. 事業者としての役割

景観まちづくりに貢献する役割を理解し、地域の景観に関心を深め、事業活動が周辺景観に与える影響に配慮するとともに、社会貢献できるような取り組みに参加・協力していくことが期待されます。

●自発的な景観まちづくり活動の展開

- ・地域の歴史や文化への着目と、事業所活動への活用。
- ・事業所の広報活動などにおける地域の景観資源の活用と情報の発信。
- ・事業所内緑化の推進。
- ・周辺道路の清掃や地域の美化活動などへの積極的な参加。
- ・地域の景観に配慮した施設整備（建築物や屋外広告物）。

等

●地域の景観形成に向けた取り組みへの協力と社会貢献

- ・周辺の事業者と協力した連続性のあるまち並みづくりの推進。
- ・景観形成重点地区の計画づくりへの参加と協力。
- ・地域で決められている景観形成のルールの認識と遵守。
- ・公共空間の維持管理活動への積極的な貢献。
- ・事業所の持つ専門的技術や知識、人材の景観まちづくり活動への提供、派遣。

等

●市が行う景観形成に関する施策への協力

- ・景観まちづくりに関するシンポジウムやセミナーへの積極的な参加。
- ・地域で開催される景観まちづくりのワークショップなどへの参加。

等

3. 景観行政団体としての市の役割

市民、事業者の景観まちづくり活動を支援するとともに、良好な景観形成にむけた調整や指導、啓発活動を推進していく役割を担います。

●市民や事業者に対する景観施策の啓発、支援

- ・身近な景観を楽しみながら点検、評価するコンテストなどの実施。
- ・景観まちづくりに関するシンポジウムやセミナーの開催。
- ・景観まちづくりのワークショップを開催し、市民や事業者の意向を把握。
- ・将来の担い手となる子どもたちに対する景観まちづくり学習の推進。
- ・景観の優良事例の紹介や表彰制度の活用。
- ・地域組織や各種団体等により展開される景観づくり活動に対しての支援。

等

●地域特性を活かした景観の保全と再生に向けた取り組み

- ・市民や事業者が景観計画の策定等について提案できる機会や環境の整備。
- ・景観形成地域を指定し、地域の個性を活かした景観まちづくりの推進。
- ・景観地区、準景観地区、景観協定制度等の活用の推進。

等

●総合的に景観行政を進めるための体制づくり

- ・景観窓口となる担当部署の設置と、府内関連部署との連携体制の整備。
- ・行為の届出に関する審査体制の整備。
- ・専門家を派遣し技術的支援を行う景観アドバイザー事業の活用の推進。

等

●景観に関する主要施策の推進

- ・届出行為に関する事務処理手順書の作成。
- ・景観に関する指導の統一を図るための景観形成ガイドライン作成の検討。
- ・地区景観計画の策定を重点地区住民と協働で推進。
- ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定の推進。

等

V. 良好的な景観形成のための基準

本市の良好な景観を保全し、串間らしい景観の形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為についての基準を定める必要があります。

●景観計画区域（串間市全域）における基準

- 届出対象行為と届出を要する規模、届出対象行為ごとの行為の制限（景観形成基準）を設け、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼさないように誘導します。

1. 届出対象行為の規模

届出対象行為の規模は、周辺の景観への影響を考慮して以下の通り定めます。

景観への影響が強い大規模な建築物・工作物を届出対象とします。

建築物（新築・増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

	届出対象規模（または）	
	高さ	延床面積
景観計画区域（串間市全域）	12m以上	1,000 m ² 以上

※高さ：地盤面から最高部まで

※延床面積：同一敷地内に2以上の建物がある場合は、延床面積の合計

工作物（新築・増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

	届出対象規模	
	工作物の種類	高さ
景観計画区域（串間市全域）	煙突・排気塔	6m以上
	送電用鉄塔、電波塔、その他これらに類するもの	15m以上
	RC柱・鉄柱、木柱、その他これらに類するもの	
	装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの	4m以上
	高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、 その他これらに類するもの	8m以上
	石油タンク・ガスタンク	
	擁壁	5m以上

※高さ：地盤面から最高部まで

開発行為（土地の区画形質の変更、都市計画法第4条12項に規定するもの）

	届出対象規模	
	開発区域面積 又は土地の開墾・形質の変更面積	
景観計画区域（串間市全域）	3,000 m ² 以上	

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

	届出対象規模（または）	
	土地の開墾・鉱物・土石 の採取面積	行為に伴い生ずる法面の高さ
景観計画区域（串間市全域）	3,000 m ² 以上	5m以上

2. 景観計画区域における景観形成のための基準

行 為	事 項	景観形成のための基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から出来るだけ後退した位置とすること。
	外 観 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 附帯する広告物は、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化	
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできるだけ緑化に努めること。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 	
	位 置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から出来るだけ後退した位置とすること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外 観 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀の周囲については、出来るだけ緑化に配慮すること。
開発行為 ※ (土地の区画形質の変更)	土地の形状 及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	法面又は擁壁の 外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	遮へい及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	法面又は擁壁の 外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 採掘後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。

※：都市計画法第4条12項に規定するもの

■参考事例

【景観形成基準に関する他自治体の事例】

項目	定性基準	定量基準
建築物・工作物の位置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路等の公共用地に面する壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮 ◆ まちなみの連續性や通りとしての連續性を保つため、壁面の位置をできる限り隣接する建物と揃える ◆ 歴史的な建築物や保存樹木など地域の景観資産が周辺にあるときは、尊重すべき景観対象との距離など空間的な関係を考慮した配置とする 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路境界から壁面を5m以上後退させるよう努める ◆ 国道沿線は壁面を1mセットバックさせ、軒先の位置を道路との境界まで伸ばす
建築物・工作物の高さ・形状	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 周辺のまちなみから突出した、まちなみ景観と不調和な高さとならない ◆ 周辺の自然景観や田園景観と調和したまとまりのある高さ ◆ 主要な視点場から見て、山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない ◆ 背景となる山なみの稜線を分断しない高さ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築物・工作物の最高部の高さは10m（一部の地区は15m） ◆ 建築物の高さは、重点区域で10m以下、区域Ⅰで15m以下、区域Ⅱで30m以下 ◆ 建物高さは原則8m以下 ◆ 建物は2階までとし、高さは10m以下を原則 ◆ 屋外広告物の高さは3m以下 ◆ 屋根の形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根
建築物・工作物の色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建物や工作物の基調色は彩度が低いものとして、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮した色彩 ◆ 過度に光沢、反射する素材の使用を避ける ◆ 地域らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れる ◆ 壁面には、努めて自然材料を多用して、周辺景観と調和した落ち着いたものとする ◆ 周囲と類似の素材・色彩・形態を用いるなど、できる限り外観デザインの統一感を保つ ◆ 自動販売機類は、町並みと調和するよう色彩や位置に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ マンセル表色系による外壁や屋根の基調色の色彩の範囲（色相・明度・彩度）を規定 ◆ 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努めるまた、基調色には彩度6.0以上を禁止色に規定 ◆ マンセル表色系の基調色への規定に対して「見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合」等を除外する事例もあり

3. 景観形成地域の特性及び基本方針

集落、田園、自然景観地域を貫く、国道220号、国道448号及び県道36号の沿線は極めて重要な視点場が多く、地域住民や観光客にとっても、串間の顔となる地域が点在します。よって、この沿線を景観に配慮する区域として景観形成に取り組みます。

- ・**建築物等の築造**にあたっては、周囲の自然景観との調和に配慮した意匠・形態とし、海岸線や緑地の保全・創造を図り、自然豊かでゆとりある施設づくりに努めます。
- ・**区画形質の変更**にあたっては、既存の地形形状を活かした造成を行うとともに、やむを得ず構築する法面、擁壁等については、十分な緑化に努め、自然と調和した景観づくりを図ります。
- ・**集落地**については、伝統的な建築様式、材料等に十分配慮して、地域の統一感を大事にした景観形成に努めます。
- ・**沿道サービス施設等**については、周囲の集落との基調に配慮した意匠、形態とし、看板等も建物と一緒に感のあるものとし、地域になじんだ景観形成に努めます。
- ・**広告、看板等**については、海への眺望に配慮し、できるだけ山側に設置し、意匠、形態についても十分配慮し、周囲の景観になじんだものとなるよう努めます。
- ・**海岸構造物**については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置、形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努めます。
- ・**道路沿い**については、草花等による緑化に努め、潤いのある沿道景観の形成を進めます。
- ・海と調和し、かつ海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用います。
- ・港とともにある**伝統的集落**を保全し、海と一体となった生活文化を感じさせる景観形成に努めます。
- ・**店舗、事務所**は開放性を高め、明るく賑わいのあるまち並みの形成に努めます。
- ・**大規模な建物**は、建物のボリューム感を軽減するようデザイン的に配慮し、色彩は背景から浮きたたないように低彩度色を基調に、殺風景とならない配色に努めます。
- ・まちへの入り口、通りが印象に残る美しいまち並みを備えた景観形成に努めます。

VII. 景観形成重点地区

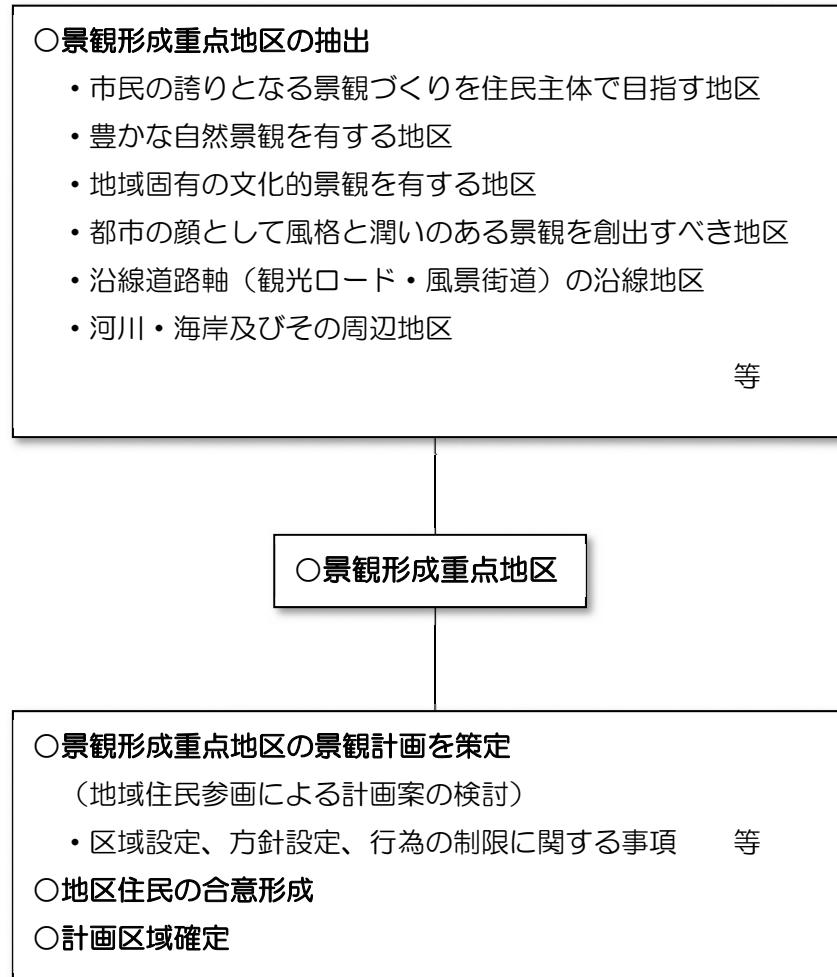
1. 景観形成重点地区の抽出と地域指定の考え方

地域に点在する景観資源を核として集落を含む周辺一帯の良好な景観形成を住民主体で目指す地域を「景観形成重点地区」（以下、「重点地区」という。）として抽出し、景観まちづくりの実現を推進します。

重点地区では、地域住民や関係団体との協働により、景観まちづくりの方針、区域の設定、行為の制限などを定める必要があります。

住民の発意と合意のもと策定された規制・誘導の手法や地域状況に応じて、以下の指定を進めます。

■景観形成重点地区抽出と地域・地区指定に向けてのフロー



2. 景観形成重点地区の設定

豊かな自然や地域固有の文化的景観など、串間らしい景観を有する地区等において、住民の主体的な活動が期待でき、市全体への波及効果が高いと思われる地区を先導的な役割を担う「景観形成重点地区」として定めます。

重点地区では、住民、事業者、市による協働体制を整え、よりきめ細かな景観形成基準を定めます。

なお、市民から提案があった地区については、その都度、検討を行い「景観形成重点地区」を追加することにより、各地区的個性と魅力を高める「景観からの地域づくり」を推進します。

■景観形成重点地区

本計画では以下の地区を重点地区と定め、今後、商店街の景観形成ルールを策定し、大正ロマンのまちづくり形成に取り組みます。

○旧吉松家住宅周辺（仲町地区）

「旧吉松家住宅周辺（仲町通り等）活性化実施計画（平成26年3月策定）により、広場整備や路面改修などのハード整備や、大正ロマンのまちづくりに関する景観ルールづくり等を市民団体（まちづくり協議会・史談会・地元住民等）と協議済」



旧吉松家住宅

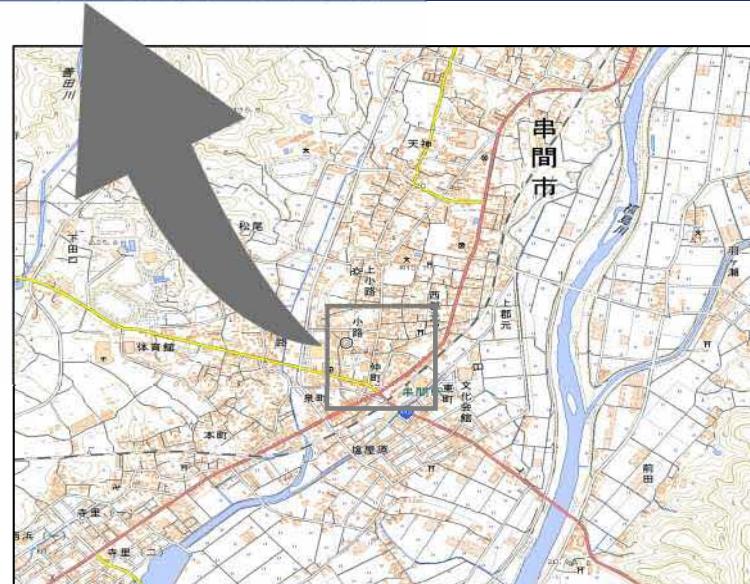
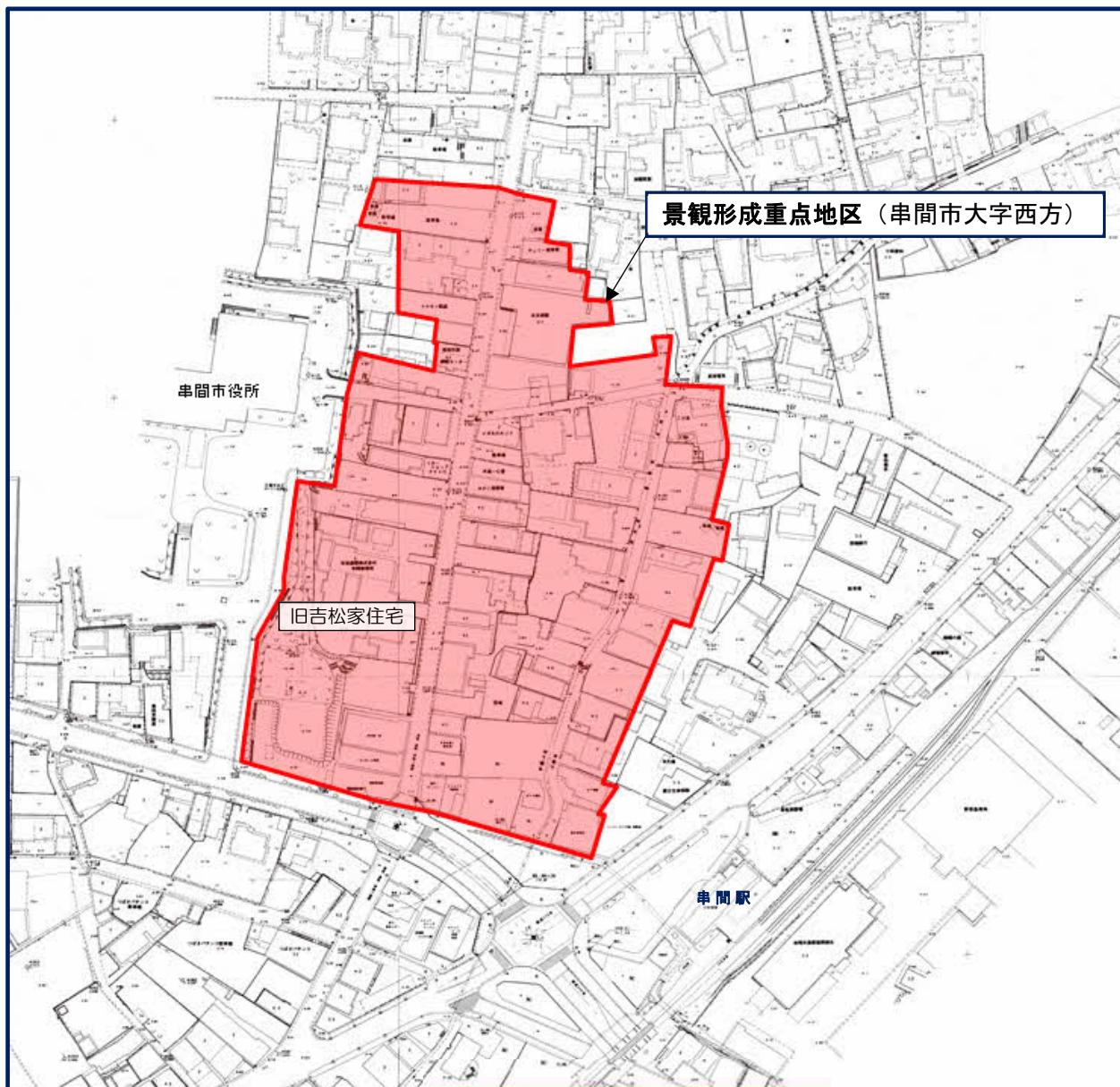


旧吉松家住宅前 市民広場計画図



路面高質化の事例

景観形成重点地区



VII. 景観形成上必要なその他の事項

1. 景観重要建造物の指定方針

地域のシンボルとして、多くの人々に親しまれている建造物は、地域の景観づくりに大きな役割を果たしています。

この中には、文化財保護法に基づく重要文化財や特別史跡名勝天然記念物等の指定により保全されているものもあります。しかし、それ以外については、景観法による景観重要建造物の指定制度に基づいた保全の仕組みが必要です。

そのため、以下の方針により、景観重要建造物の指定を行っていきます。

- 景観計画区域内において、良好な景観形成を推進する上で重要なもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、当該建造物が地域の景観上の特徴を有しているもの
- 道路など、公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもの
- 歴史的な建造物に限らず、地域のシンボルとなって、広く市民に親しまれているもの

なお、市民等から指定提案のあったものについても、その都度、建造物の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

2. 景観重要樹木の指定方針

建造物と同様に地域のシンボルとして、多くの人々に親しまれている樹木は、地域の景観づくりに大きな役割を果たしています。

市内には、次ページに示すような県、市が指定する天然記念物などがあります。

建造物と同様に、文化財保護法に基づく重要文化財や特別史跡名勝天然記念物等の指定されたもの以外は、景観法による景観重要樹木の制度に基づいた保全の仕組みが必要です。そのため、以下の方針により、景観重要樹木の指定を行っていきます。

- 景観計画区域内において、良好な景観形成を推進する上で重要なもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、景観上の特徴を有している単体の樹木
- 道路など、公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもの
- 地域のシンボルとなって、広く市民に親しまれているもの

なお、市民等から指定提案のあったものについても、その都度、樹木の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

【串間市の文化財一覧】

国指定文化財

	文化財名	指定種別	所在地
1	都井岬ソテツ自生地	特別天然記念物	大字大納字御崎
2	岬馬およびその繁殖地	天然記念物	大字大納字御崎ほか
3	幸島猿生息地	天然記念物	大字市木字幸島
4	石波の海岸樹林	天然記念物	大字市木字堀田ほか
5	旧吉松家住宅	重要文化財	大字西方 5509- 1ほか

県指定文化財

	文化財名	指定種別	所在地
1	下弓田遺跡	史跡	大字南方字狐塚
2	福島町古墳	史跡	大字西方字桑ノ木ほか
3	本城村古墳	史跡	大字崎田字江切汐入ほか
4	市木村古墳	史跡	大字市木字古都ほか
5	都井村古墳	史跡	大字大納字北園

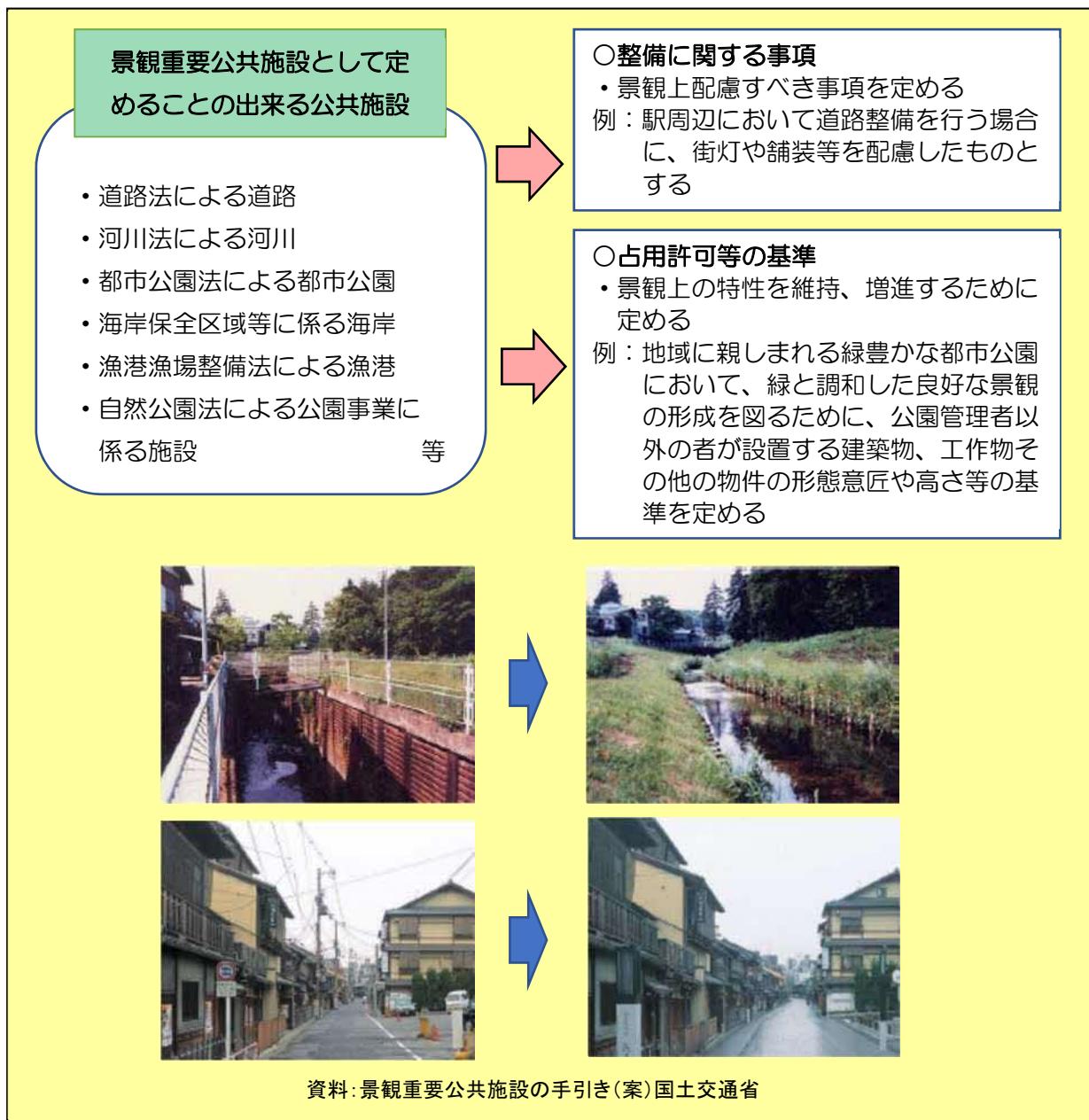
市指定文化財

	文化財名	指定種別	所在地
1	五輪塔群	有形文化財 建造物	極楽寺（大字北方古川）
2	木造不動明王立像	有形文化財 美術工芸品	極楽寺（大字北方古川）
3	鰐口	有形文化財 美術工芸品	極楽寺（大字北方古川）
4	木造薬師如来立像	有形文化財 美術工芸品	永徳寺（大字北方羽ヶ瀬）
5	石造不動明王立像	有形文化財 美術工芸品	永徳寺（大字北方羽ヶ瀬）
6	石造阿弥陀三尊坐像	有形文化財 建造物	大字西方鹿谷地区
7	一石五輪塔	有形文化財 建造物	大字西方鹿谷地区
8	石造阿弥陀如来坐像	有形文化財 美術工芸品	大字市木郡司部地区
9	木造如意輪觀音坐像	有形文化財 美術工芸品	広護寺（大字本城上中園）
10	誕生釈迦仏像（2体）	有形文化財 美術工芸品	広護寺（大字本城上中園）
11	串間神社の古額	有形文化財 美術工芸品	串間神社（大字串間）
12	串間神社の神樂面（10面）	有形文化財 美術工芸品	旧吉松家住宅に展示
13	紺絲威具（1領）	有形文化財 美術工芸品	串間神社（大字串間）
14	東大寺大仏殿瓦木型	有形文化財 美術工芸品	旧吉松家住宅に展示
15	五輪塔	有形文化財 美術工芸品	大字西方字東本西方
16	本城神社のイチョウ	天然記念物	本城神社（大字本城）
17	稻荷神社のクス	天然記念物	稻荷神社（大字崎田）
18	勿体岡のスタジイ林	天然記念物	福島中学校内
19	雪冠スギ	天然記念物	大字市木字石原
20	福島高校のケヤキ群	天然記念物	福島高校内
21	市木神社のタブ	天然記念物	市木神社（大字市木）
22	市木神社のナギ	天然記念物	市木神社（大字市木）
23	瀧山神社のスギ	天然記念物	瀧山神社（大字大納）
24	瀧山神社のイチョウ	天然記念物	瀧山神社（大字大納）
25	如意寺のイチョウ	天然記念物	如意寺（大字西方）
26	福島小学校のクス	天然記念物	福島小学校内
27	串間神社のスギ	天然記念物	串間神社
28	串間神社のクス	天然記念物	串間神社

	文化財名	指定種別	所在地
29	宮原柱松おどり	無形民俗文化財	都井
30	大平棒おどり	無形民俗文化財	大平
31	松ノ下笹おどり	無形民俗文化財	市木松ノ下
32	古大内鎌おどり	無形民俗文化財	奈留古大内
33	千野棒おどり	無形民俗文化財	本城千野
34	都井大おどり	無形民俗文化財	都井中学校

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や河川、港湾、都市公園等の公共施設は、地域の良好な景観の形成にあたって重要な要素です。景観法では、こうした公共施設とその周辺の土地利用を一体的に景観計画に位置付け、防災・減災を前提とした上で「整備に関する事項」や「占用許可等の基準」を定めることができ、効果的に良好な景観形成を図ることを可能としています。



本市においても、景観上重要な道路や河川等の公共施設について、候補選定を進めるとともに、利用者の意見を反映し、国や県の関係機関との協議を踏まえ、景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備を推進します。

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園等のうち、景観資源として景観形成の取り組みを周辺と一体的に行うことが望ましいものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として管理者等との同意を得て、景観重要公共施設に指定します。

景観重要公共施設の指定に関する基本的な基準は、以下の通りです。

- 本市の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設
- 景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設
- 地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの
- 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの
- その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設

以下の公共施設については、「景観重要公共施設」として定めます。

■景観重要公共施設として指定するもの

道路	国 道	220号 448号
	県 道	36号（都井岬線） 112号（今別府串間線）〔内田橋から国道220号との交点まで〕 441号（一氏西方線）〔桂原橋から国道220号との交点まで〕 449号（福島港線）
	市 道	上町鍛冶屋線 七ツ橋大平線〔国道220号との交点から県道441号との交点まで〕 景観形成重点地区内の道路

(2) 整備に関する事項

■配慮すべき基本的事項

- 機能性や安全性に加え、快適性や美観性に配慮します。
- ユニバーサルデザインを考慮し、利用者の声を反映した整備を目指します。
- 地域の個性を生かした文化の薫り高い整備を目指します。
- 周囲との調和及び他事業との調和に配慮します。
- 親水、親緑空間について配慮します。
- 将来の維持管理について配慮します。

■道路の整備に関する事項

項目	基 準										
基本方針	<p>道路沿線には、自然、田園、まち並みなど多種多様な景観が広がり、市域の景観形成において重要な骨格をなしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路では、沿道のまち並みや海岸線と調和のとれた道路構造、緑を生かした道路景観に配慮します。 道路のデザイン検討の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザインや色彩とし、沿道との一体的な景観の形成に努めます。 地域内道路では、法面及び防護柵の景観的配慮や街路樹や植栽帯の適正な維持管理、周辺の集落、田園、山林などと調和のとれた緑豊かな景観形成に努めます。 まちなかの景観を阻害する電線の地中化を推進します。 										
舗装	<ul style="list-style-type: none"> 道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、街並みや沿道景観と一緒に整備を行うよう努めます 歩道舗装の色は、できる限り自然素材や使用骨材などの素材色を活かしたものとし、着色剤は色味付け程度に用いたものとします。特に、比較的大い幅や連続的な舗装面においては、素材の組み合わせや目地の配置の仕方、舗装パターン等により、単調な印象を与えないような工夫をするよう努めます。 交通安全上、やむを得ず路面に着色を行う場合には、周辺景観を損なうことのないよう必要最小限とするよう努めます。 舗装の色彩について、基調色は以下の通りとします。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>彩 度</th><th>明 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装の基調色</td><td>4 以下</td><td>8 未満</td></tr> </tbody> </table> <p>※：表中の彩度、明度については、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p> <p>※：自然石、砂利、レンガ等の自然素材は色彩の適応除外とするが、できる限り落ち着いた色彩となるよう配慮する。</p>	項目	彩 度	明 度	舗装の基調色	4 以下	8 未満				
項目	彩 度	明 度									
舗装の基調色	4 以下	8 未満									
防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努めます。 防護柵に使用できる色彩は、以下に示す色彩の中から、地域の特性に応じた適切な色彩を選定するよう努めます。 <p style="text-align: center;">鉄製防護柵の標準マンセル値</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基準色名称</th><th>標準マンセル値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダークブラウン（こげ茶色）</td><td>10Y R2.0/1.0 程度</td></tr> <tr> <td>グレーベージュ（薄灰茶色）</td><td>10Y R/6.0/1.0 程度</td></tr> <tr> <td>オフグレー（薄灰色）</td><td>5Y/7.0/0.5 程度</td></tr> <tr> <td>ダークグレー（濃灰色）</td><td>10Y R3.0/0.2 程度</td></tr> </tbody> </table> <p>※：表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p>	基準色名称	標準マンセル値	ダークブラウン（こげ茶色）	10Y R2.0/1.0 程度	グレーベージュ（薄灰茶色）	10Y R/6.0/1.0 程度	オフグレー（薄灰色）	5Y/7.0/0.5 程度	ダークグレー（濃灰色）	10Y R3.0/0.2 程度
基準色名称	標準マンセル値										
ダークブラウン（こげ茶色）	10Y R2.0/1.0 程度										
グレーベージュ（薄灰茶色）	10Y R/6.0/1.0 程度										
オフグレー（薄灰色）	5Y/7.0/0.5 程度										
ダークグレー（濃灰色）	10Y R3.0/0.2 程度										
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> できる限り、巨大、長大にならないように配慮します。やむを得ない場合には、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や、石材を積極的に活用する等、周辺景観との調和に努めます。 色彩は、コンクリート色としますが、必要に応じて黒色の顔料を入れるなど、明度を抑える工夫をするよう努めます。 										

項目	基 準
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・標識類、照明類等の道路付属物は、華美な装飾を避け、周辺景観と調和したデザイン、色彩、規模となるよう努めます。 ・標識類については、裏側の色彩にも配慮するよう努めます。 ・橋梁については、その場所の周辺環境に応じた整備に努めます。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和を図りつつ、街路樹や植栽帯の適正な維持管理に努めます。 ・法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。

他の公共施設については、今後、国、県等の公共施設管理者との協議・同意に基づき指定を行うこととしますが、整備に関する基本方針は以下のとおりとします。

■他の公共施設の整備に関する基本方針

公園	<p>公園は、日常生活や地域コミュニティの場として地域に密着した施設にするとともに、地域の自然や文化を活かしたものとして整備していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園は、地域環境の一部を形成するものであり、周辺の景観との調和に配慮します。
河川	<p>河川は、古くから地域と深い関わりを保ちながら、治水及び利水の両面から私たちの生活に大きな影響を与えてきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川は、動植物の生息の場としても重要であり、自然環境を保全しながら、潤い、やすらぎのある緑豊かな親水空間として景観形成に努めます。
港湾漁港	<p>港湾、漁港は、規模や機能が多様であり、さまざまな人々が出入りする地域の玄関口や経済の重要な拠点となるものが多い施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの港は、地域ごとの特性や風情をもっており、その中に立地する人工構造物については、これらの特性や風情を尊重し、安全性を考慮した上で、人々ができるだけ水に親しむことのできる構造とします。 ・余裕地については緑化や公園化などを図り、人々の憩いの空間づくりに努めます。
海岸	<p>海岸は、漁業をはじめとする生産活動や、海洋レクリエーションの場として、人々が雄大な自然とふれあい、心のやすらぎを求めることが出来る場となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸は、動植物の生息の場としても重要であり、自然海岸の保全に努めます。 ・人工海岸の構造物の築造にあたっては、景観上の配慮や緑を活かした親水空間として整備に努めます。

4. 屋外広告物に関する基本的事項

屋外広告物は、「常時又は一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」であり、日常生活や経済活動等にとって大きな役割を担っています。しかし、無秩序に掲出されると、街の魅力を半減させてしまうほか、建築物や工作物、樹木などが形成する景観に新たに加えられるため、良好な景観の形成へ与える影響が非常に大きなものとなってしまいます。

例えば、主要幹線道路や海岸線の景観は、まちの印象の良し悪しを決める要素でもあり、建築物との調和やまち並みとしての統一感に配慮した設置が望されます。

本市では、宮崎県屋外広告物条例により、必要な規制誘導が図られています。景観計画では、この基準を引き継ぎ、良好な沿道景観づくりを推進します。

5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

農村地域特有の美しい景観は、人間が自然に働きかけながら長い年月をかけて創出したもので、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって形成されてきた文化的景観と言えるものです。しかし、高齢化や過疎化の進行によって、集落の機能が低下し、耕作放棄地が増加するなど、かつての美しい農村景観が失われつつあります。

美しい農村景観を保全、創出するため、集落内の建築等の規制は景観計画で検討していきます。しかし、耕作放棄地の解消や景観と調和のとれた農業生産基盤施設の整備、地域の歴史文化を形成する土地改良施設の保全などについては、農業施策とも連携を図り、総合的に取り組んでいく必要があります。

○景観農業振興地域整備計画では・・・

例えば

里山・棚田を守りたい

耕作放棄地を解消したい

景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい

など、地域の課題を受けて、以下のことを検討していきます。

○景観農業振興地域整備計画の区域

- ・景観計画区域内の農業振興地域において、景観との調和を配慮しつつ、良好な営農条件の確保を図るための措置を計画に位置付ける必要がある区域を検討していきます。

○景観と調和のとれた土地の農の利用に関する事項

- ・景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の管理や景観作物の協働栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方について検討していきます。

○農業生産の基盤の整備や開発に関する事項

○農用地の保全に関する事項

○農業近代化のための施設整備に関する事項

- ・景観農業振興地域整備計画の区域内における農用地、農業用施設等について、その整備、保全の方向や具体的な事業・活動について検討していきます。

農業振興地域における保全、創出すべき地域の景観の特色は、以下のとおりです。

○保全・創出すべき地域の特色

- 山間の地形や丘陵地、海を望む斜面地を利用した景観
- 水田地帯の景観
- ため池や石積み水路等の歴史を感じさせる農業用水施設の景観
- 生活を通じて自然と関わり合う中で形成してきた里山景観
- 農作祈願や五穀豊穣を感謝する祭など伝統文化の舞台となる社寺境内や集落景観



古竹てべす踊り 資料:総務省ホームページ
https://www.chiikinogenki.soumu.go.jp/furusato/digital/detail/id/kyo/9_52



柱松おどり 資料:総務省ホームページ
https://www.chiikinogenki.soumu.go.jp/furusato/digital/detail/id/kyo/9_54

6. 自然公園法について

景観法では、「国定公園の特別地域及び特別保護地区、海域公園地区内（以下「特別地域等」）で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画に、良好な景観の形成を図る上で必要な上乗せの許可基準を定めることができる」とされています。

国定公園は「我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地」（環境省）として指定されるもので、特別地域等では、届出・勧告制度のゆるやかな規制ではなく、許可制による厳しい規制が行われています。したがって、特別地域等と重複する景観計画区域では、より厳しい基準が適用されることになります。

今後、特別地域等において地域特有の景観形成を図る場合、自然公園法に基づく規制基準の範囲では、景観の保全等が困難と判断される時は、自然公園法の許可が必要な一定の行為について、関連機関と協議を行い上乗せの許可基準等を定めていくことも必要と考えられます。

■許可が必要な一定の行為の例

- ①工作物（建築物を含む）の新築又は増改築
- ②広告物類の掲出若しくは設置又は広告類の工作物等への表示
- ③屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更

■上乗せ基準の例

- ①工作物の高さ、壁面線を揃える
- ②広告物等の色彩、意匠及び規模を統一する
- ③屋根の色彩を統一する

7. 景観形成に向けた各種制度の活用

（1）景観整備機構制度の活用

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPO法人を良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

本市では、本制度に基づく景観整備機構の指定により、民間活力を活用した積極的な景観の形成に努めます。

■景観整備機構が行う事が出来る主な業務内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、その事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談、その他の援助を行うこと。
- ・管理協定に基づき、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業、若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと、又はこれらの事業に参加すること。
- ・上記の事業に有效地に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・景観農業振興地域整備計画を定めた場合、その区域内にある土地を同計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、その土地の権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(2) 景観協議会の設置

景観協議会は、景観計画区域における良好な景観の形成を図る上で、必要な協議を行うため、市をはじめ、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織できるものです。

協議会には、必要に応じて関係行政機関や観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、公益事業を営む者、住民そのほか良好な景観形成を促進するための活動を行う者を加えることができます。

本市では、さまざまな立場の関係者が、共通の場を設けて利害の異なる課題について協議・調整を行うことが可能な景観協議会の設置に努めます。

■景観協議会を設置する場合の例

- ・シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来、景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、市、当該公共施設の管理者、電気事業者、周辺商店会、商工会議所、地区住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針及び占有許可方針の検討等、周辺地域を含めた景観形成のあり方の検討等を行う場合。
- ・交通拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進するため、市、各道路管理者、港周辺の管理者、鉄道事業者、周辺商店会振興組合、地区住民等が参加し、景観計画変更案などの検討、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等、関係者の協働による景観形成、地域活性化策の検討等を行う場合。
- ・歴史的まち並みや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、市、景観整備機構、公共施設管理者、地域住民、観光物産協会、周辺事業者等が参加して、景観形成基準の検討や景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和した道づくりの検討等を行う場合。
- ・観光レクリエーション施設が立地する地域において、良好な景観を創出するため、市や観光協会、周辺事業者等が参加して、周辺の自然環境と調和した屋外広告物、建築物等の検討等を行う場合。
- ・山岳、海岸、河川等の広域的な景観の保全を図るため、市、関係する市町村及び県、景観整備機構、景観活動を行うNPO等が参加して、広域にわたる景観の保全に向けた景観形成基準の検討等を行う場合。
- ・隣接する2以上の景観計画区域が連携し、広域的な視点から調和のとれた景観形成を推進する必要がある場合（互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、2以上の景観協議会を共同開催する等）。

(3) 景観協定制度の活用

景観協定制度は、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、住民自らが必要なルールを定め、土地所有者等の全員の合意により結ぶものです。

景観協定では、建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地等の景観を構成する多種多様な要素について一体として定めることができます。また、より良い景観の形成のために、法で直接規制することができない建築物や工作物の用途についても定めることができます。

本市では、景観協定制度の活用を推進し、支援を検討していきます。

■景観協定の活用例

- ・建築物や工作物について、色や形状、素材、高さ、敷地の緑化等を定め、良好な市街地や地域色豊かな集落の景観の保全・創出を図っていきたい場合。
- ・周辺の緑地と一体的に良好な景観を有している住宅地、集落等において、緑地や樹林地帯等の保全と併せて建築物や工作物の高さ、色等についての基準を定め、良好な景観の形成を図っていきたい場合。
- ・商店街において、ショーウィンドー、外観等の内容や、店の前に設置する可動式のワゴンの形式を定めること等により、賑わいのある良好な商業景観の形成を図っていきたい場合。
- ・シンボルロード沿い等の敷地にセットバックを行い、建築物の前に花を設置したり、清掃活動の回数等を定めること等により、格調と賑わいのあるシンボル空間の形成を図っていきたい場合。
- ・商店街、観光地周辺の沿道地域等において、屋外広告物の色や大きさ、共同設置の義務づけ等を定めることにより、景観の優れたまち並み、観光地と調和した沿道景観の形成を図っていきたい場合。
- ・農家等の建築物を農地が混在する地域において、建築物の形態意匠と農地の保全・利用を一体として定めること等により、良好な農村景観の保全を図っていきたい場合。



住宅地の建築物や工作物の色・形状・素材・高さ、敷地の緑化、植栽の管理方法等



敷地をセットバックして設けるオープンカフェや花壇・植栽の設置、清掃活動の回数等



商店街の屋外広告物の色や大きさ、デザイン、共同設置の義務づけ等

資料：景観まちづくりの制度について 国土交通省

資料編

H30 串間市アンケート結果(景観)

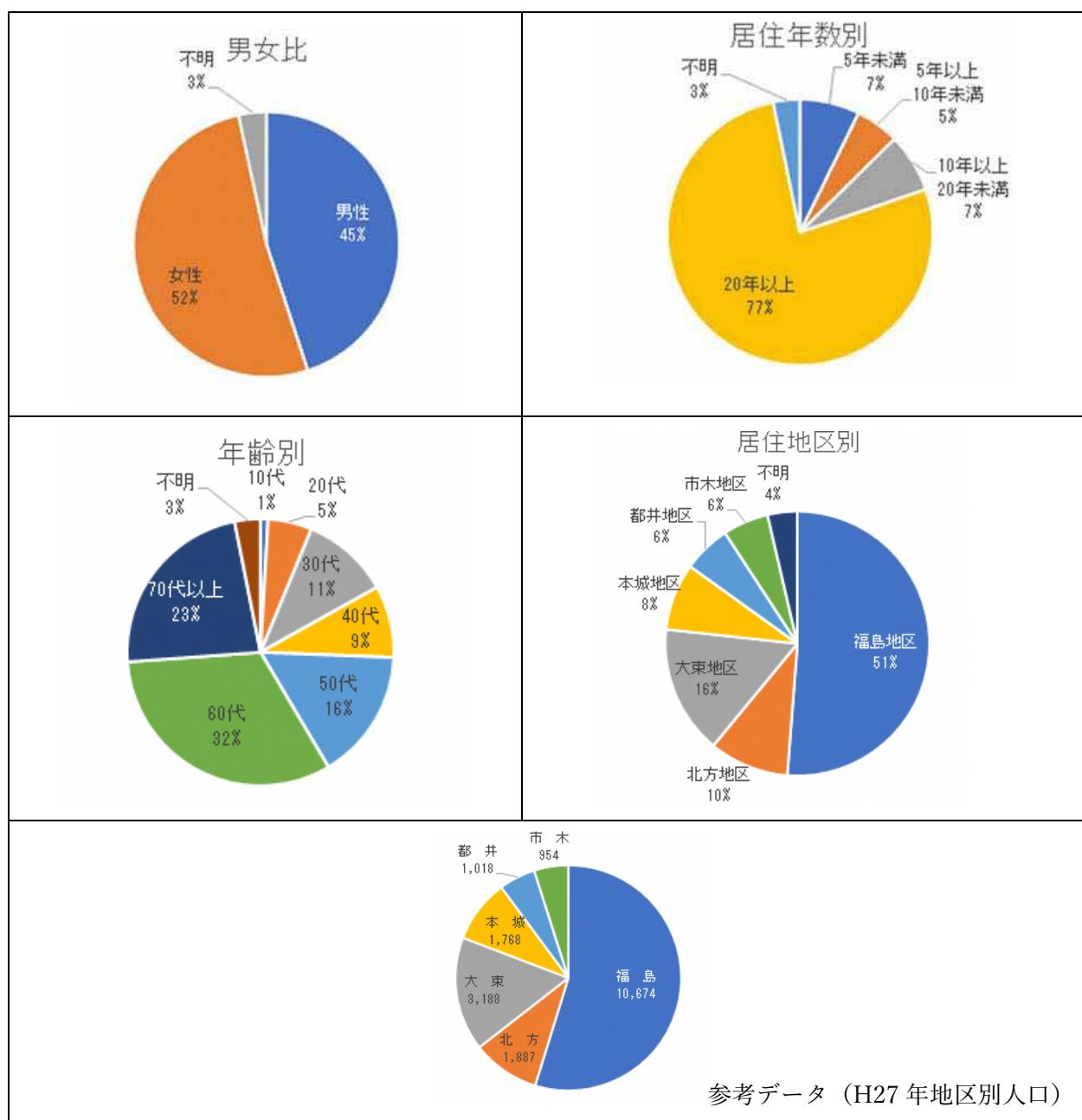
市民を対象とした景観に関するアンケート結果の概要は、以下の通りであった。

調査対象者：市内に住所を置く無作為抽出 2000 人（回収数：769）

実施時期：平成 30 年 6 月

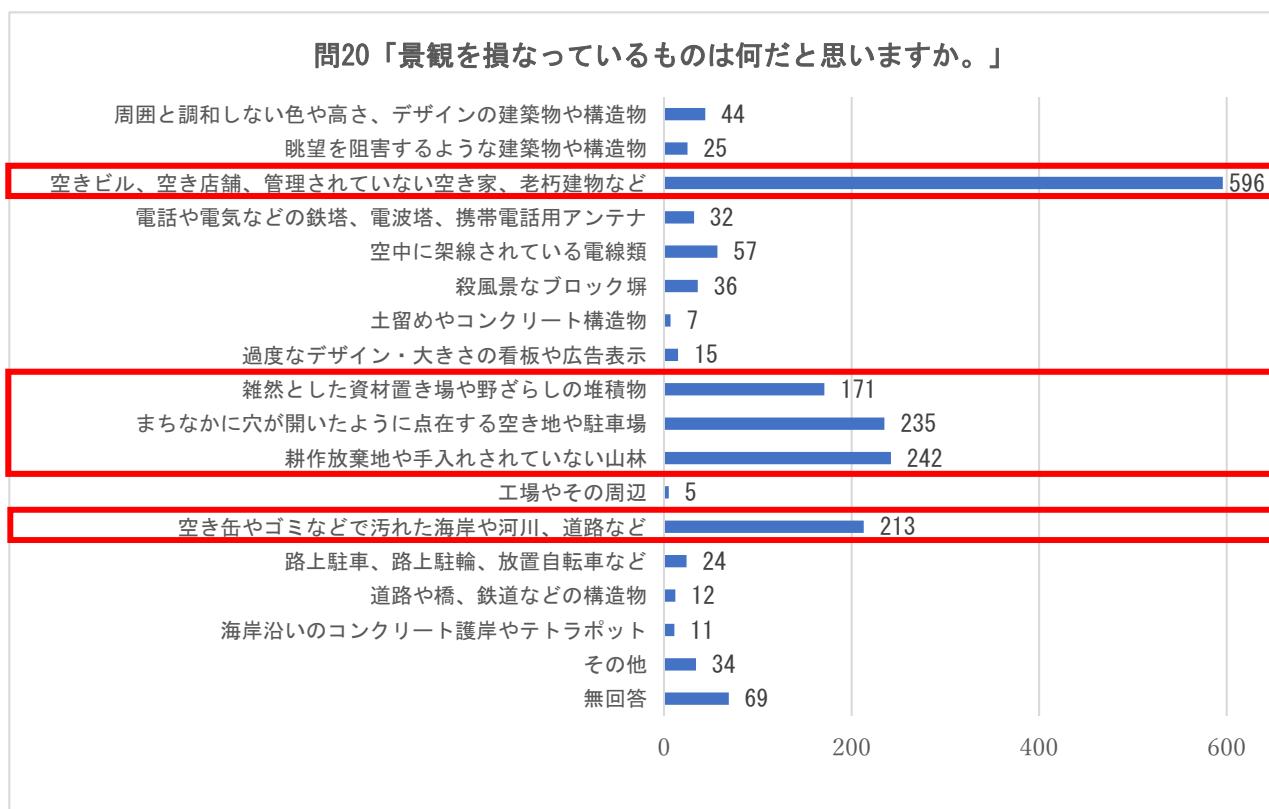
1. アンケート回答者の属性

- ◆ アンケート回答者の男女比は、ほぼ半々であり、20 歳以上串間市の居住する方が約 8 割、年代別では 60 歳以上の方が 5 割強、福島地区の居住者が約 5 割となっている。



2. 景観の阻害要因

- ◆ 「あるべき姿に対して人の手で管理されていない状況」が景観の阻害要因であるという評価になっている。
- この半世紀で人口が半減した串間市では、直接、間接的に人口減少が景観にも大きな影響を与えており、「寂れたまちの姿」が景観をも損なっていると感じている人が多い。この課題に對しては、狭義の【景観】への取り組みだけでは解消できないものであり、まちづくり全体に関わる大きな課題であると言える。
- ◆ どの地区でも空きビル・空き家等が最も景観を損なっていると考えている人が最も多いが、その次に多い回答を見ると、都市部の市民は空き地や駐車場に目が行くが、周辺地区の市民は、耕作放棄地や荒れた山林に目が向く傾向にある。

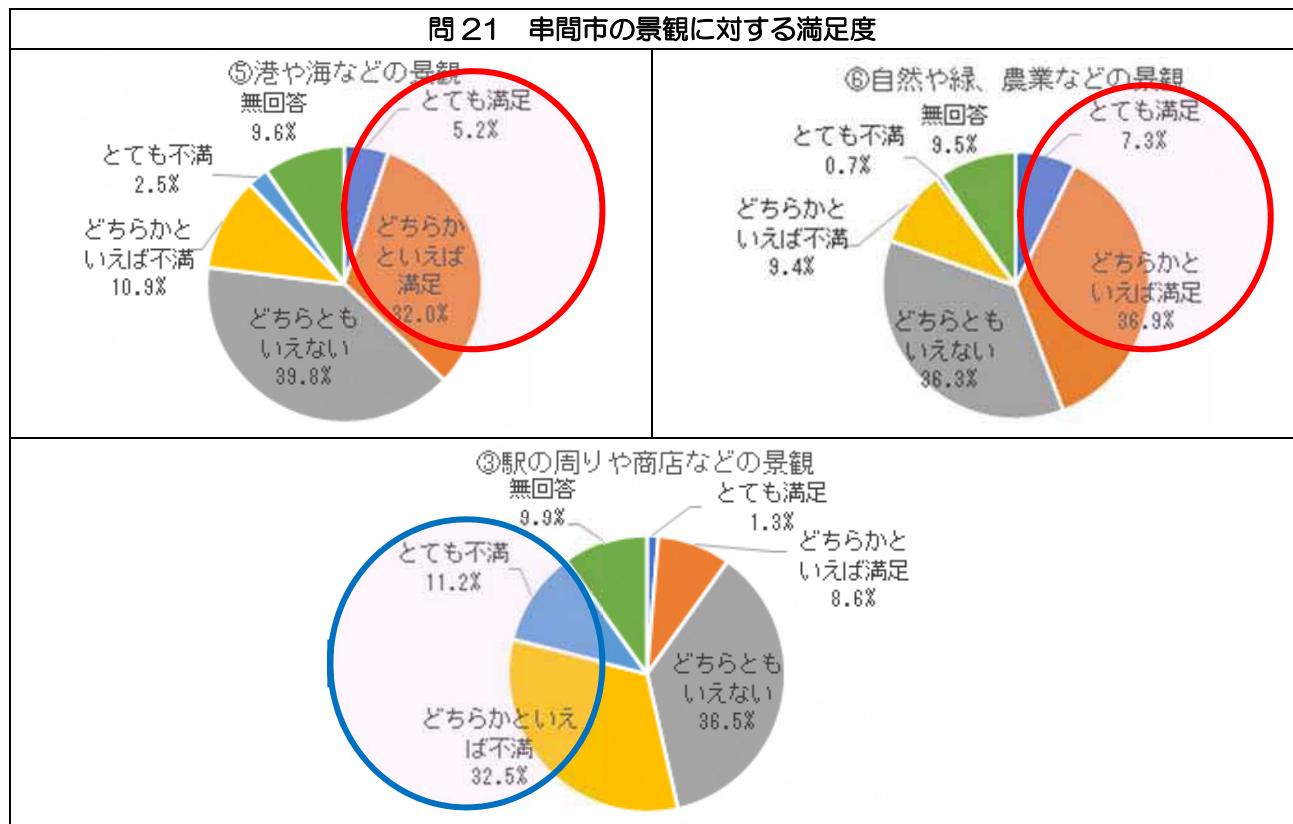


表：問20「景観を損なっているものは何だと思いますか。」

居住地区	空きビル、空き店舗、管理されていない空き家、老朽建物など	雑然とした資材置き場や野ざらしの堆積物	まちなかに穴が開いたように点在する空き地や駐車場	耕作放棄地や手入れされていない山林	空き缶やゴミなどで汚れた海岸や河川、道路など
福島地区	308 78.2%	82 20.8%	132 33.5%	100 25.4%	114 28.9%
北方地区	60 80.0%	19 25.3%	23 30.7%	26 34.7%	18 24.0%
大東地区	94 77.7%	33 27.3%	37 30.6%	51 42.1%	26 21.5%
本城地区	55 87.3%	17 27.0%	17 27.0%	27 42.9%	21 33.3%
都井地区	37 82.2%	4 8.9%	11 24.4%	19 42.2%	17 37.8%
市木地区	27 62.8%	9 20.9%	11 25.6%	14 32.6%	11 25.6%

3. 串間市の景観の満足度

- ◆ 港や海、緑や農業など【自然との調和】に関する景観に対しては満足度が高い一方で、駅の周りや商店など市内の【まちなみの景観】に関しては不満度が高い傾向となっている。



4. 串間市らしい景観

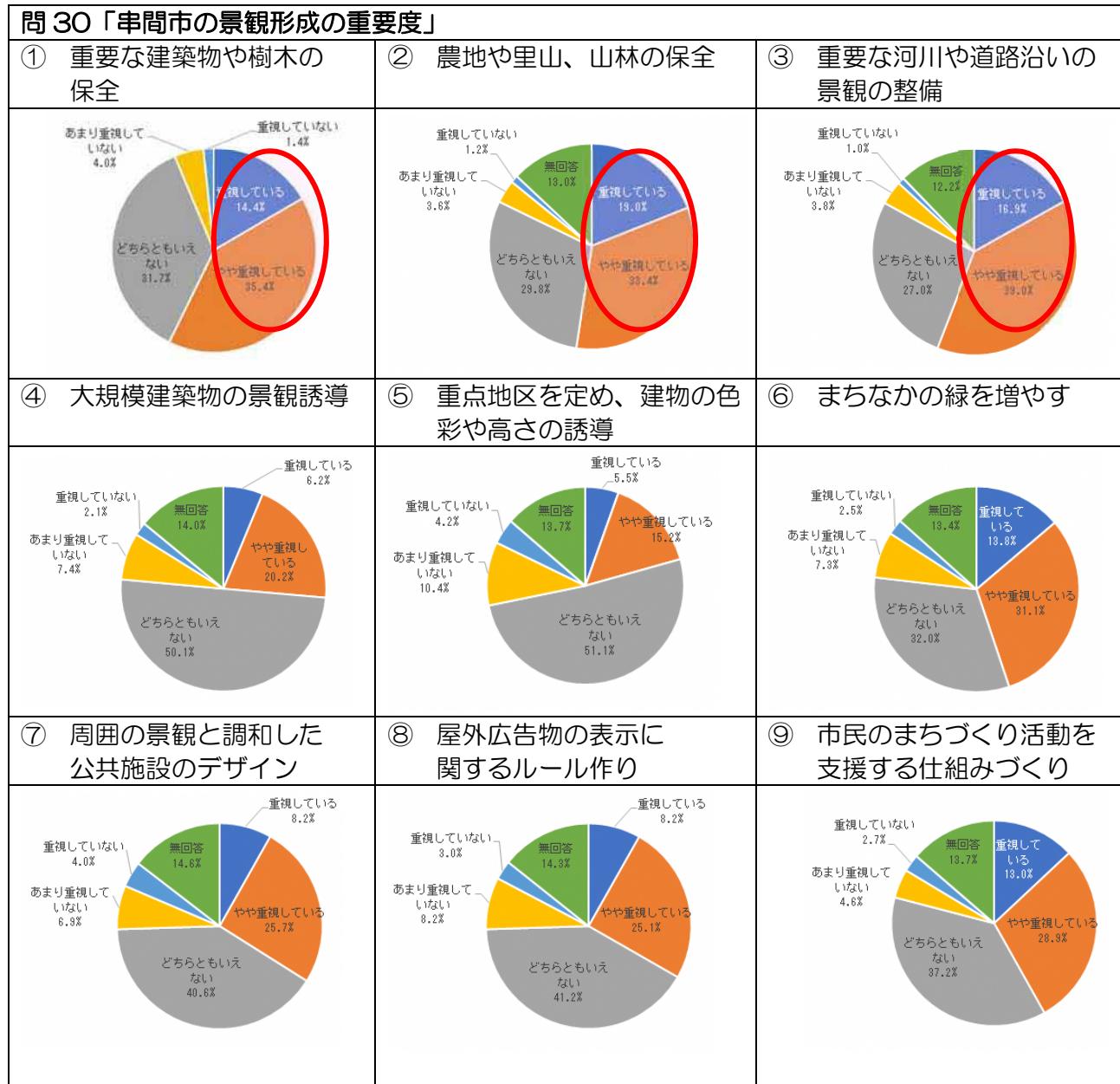
- ◆ 海や港の景観や串間駅周辺の【まちなみの景観】、山や川などの【自然そのものの景観】などには関心が高いものの、【歴史・文化に関連する風景】には関心が低い状況にある。

表：問 22 「串間市らしい景観形成のために最も重要なと思うものは何ですか。」

居住地区	福島港などの港や都井岬、砂浜や本城干潟など海や港の景観	串間駅周辺など市街地の景観	新興住宅地など住宅地の景観	農地や幹線道路などが混在する郊外の風景	山や丘陵、河川や赤池渓谷など自然の景観	寺社や古墳など歴史や文化のある風景	旧吉松家住宅周辺などの歴史と賑わいを創出する風景	その他	無回答	合計
福島地区	141 35.8%	136 34.5%	5 1.3%	16 4.1%	30 7.6%	8 2.0%	15 3.8%	10 2.5%	33 8.4%	394 100.0%
北方地区	40 53.3%	17 22.7%	0 0.0%	3 4.0%	4 5.3%	1 1.3%	4 5.3%	2 2.7%	4 5.3%	75 100.0%
大東地区	41 33.9%	36 29.8%	2 1.7%	10 8.3%	11 9.1%	3 2.5%	3 2.5%	2 1.7%	13 10.7%	121 100.0%
本城地区	28 44.4%	21 33.3%	0 0.0%	4 6.3%	3 4.8%	2 3.2%	3 3.2%	0 0.0%	3 4.8%	63 100.0%
都井地区	25 55.6%	8 17.8%	1 2.2%	2 4.4%	4 8.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 11.1%	45 100.0%
市木地区	11 25.6%	13 30.2%	1 2.3%	5 11.6%	2 4.7%	0 0.0%	3 7.0%	3 7.0%	5 11.6%	43 100.0%
不明	9 32.1%	8 28.6%	1 3.6%	3 10.7%	0 0.0%	1 3.6%	1 3.6%	0 0.0%	5 17.9%	28 100.0%
合計	295 38%	239 31%	10 1%	43 6%	54 7%	15 2%	28 4%	17 2%	68 9%	769 100%

5. 景観形成に重視すべき項目

- ◆ 景観形成に重要な項目として重視している人の数が半数以上を占める項目は、「重要な建築物や樹木の保全」「農地や里山、山林の保全」「重要な河川や道路沿いの景観の整備」の3項目であり、建築物や広告物に関する施策に対しては、比較的関心が低いことが見て取れる。



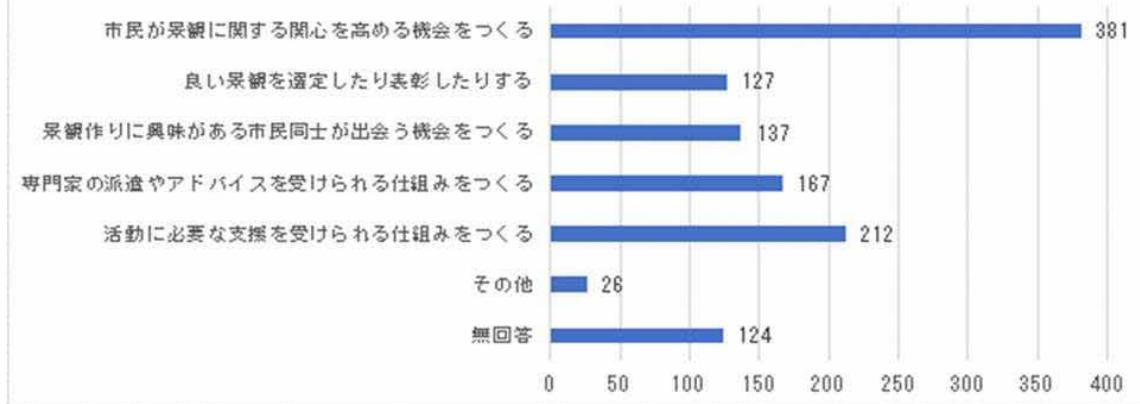
6. 景観に対する取り組み

- ◆ 自宅周りの緑化や花を植える美化活動には半数以上の市民が取り組んでおり、景観に対する意識を多くの市民が持っていることがわかる。
市民が「景観への関心を高める機会」を多く作るための取り組みや、地域の景観づくりとしての「組織的な活動に高めていくための支援」が求められているものと考えられる。

表：問31「あなたが現在行っている景観に関する取り組みを教えてください。」

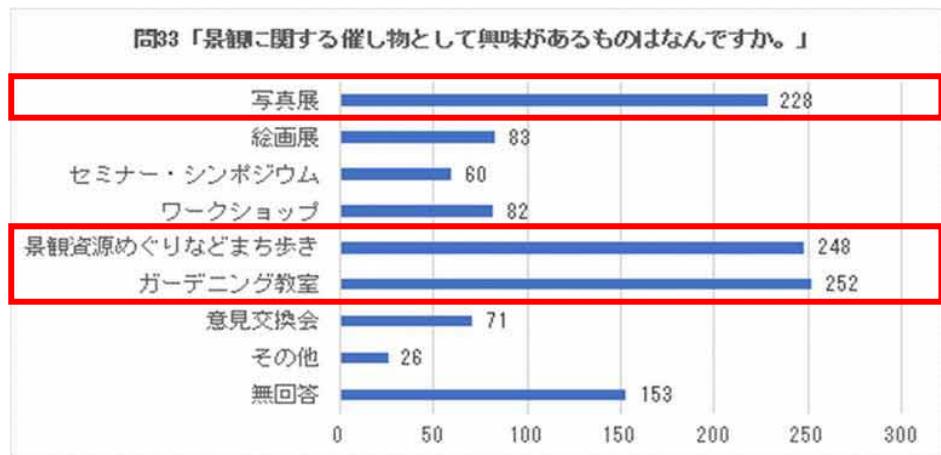
居住地区	合計	家の周りの緑や花を増やす	自宅の新築・改修時に、周辺の景観への配慮に努める	道路や河川、砂浜の清掃活動を行う	講演会などに積極的に参加し、景観について知る、学ぶ	まち歩きや写真などで身近な景観に親しむ	歴史的資源や自然資源などを守る活動を行う	特になし	その他	無回答	回答者数
福島地区	542	188	28	73	20	51	21	112	7	42	394
	137.6%	47.7%	7.1%	18.5%	5.1%	12.9%	5.3%	28.4%	1.8%	10.7%	
北方地区	113	44	4	23	3	11	6	17	1	4	75
	150.7%	58.7%	5.3%	30.7%	4.0%	14.7%	8.0%	22.7%	1.3%	5.3%	
大東地区	169	67	8	25	6	11	9	22	1	20	121
	139.7%	55.4%	6.6%	20.7%	5.0%	9.1%	7.4%	18.2%	0.8%	16.5%	
本城地区	100	45	5	21	1	7	7	10	0	4	63
	158.7%	71.4%	7.9%	33.3%	1.6%	11.1%	11.1%	15.9%	0.0%	6.3%	
都井地区	66	23	2	12	2	1	3	13	2	8	45
	146.7%	51.1%	4.4%	26.7%	4.4%	2.2%	6.7%	28.9%	4.4%	17.8%	
市木地区	71	26	3	16	1	5	6	6	2	6	43
	165.1%	60.5%	7.0%	37.2%	2.3%	11.6%	14.0%	14.0%	4.7%	14.0%	
不明	35	14	1	4	0	2	1	3	0	10	28
	125.0%	50.0%	3.6%	14.3%	0.0%	7.1%	3.6%	10.7%	0.0%	35.7%	
合計	1096	407	51	174	33	88	53	183	13	94	769
	143%	53%	7%	23%	4%	11%	7%	24%	2%	12%	

問32「市民が景観づくり活動を行うために必要だと思うものはなんですか。」



7. 景観関連のイベント

- ◆ 「写真展」「市民参加によるまち歩き」などの景観資源の再発見や景観意識の共有につながる取り組み、また、各家庭の身近な空間の美化につながる「ガーデニング教室」に関して興味を持つ人が多いという結果である。
これらの催し物の企画・開催を通して、景観に関する市民意識の向上を図ることが望まれる。



8. 市内の好きな景観

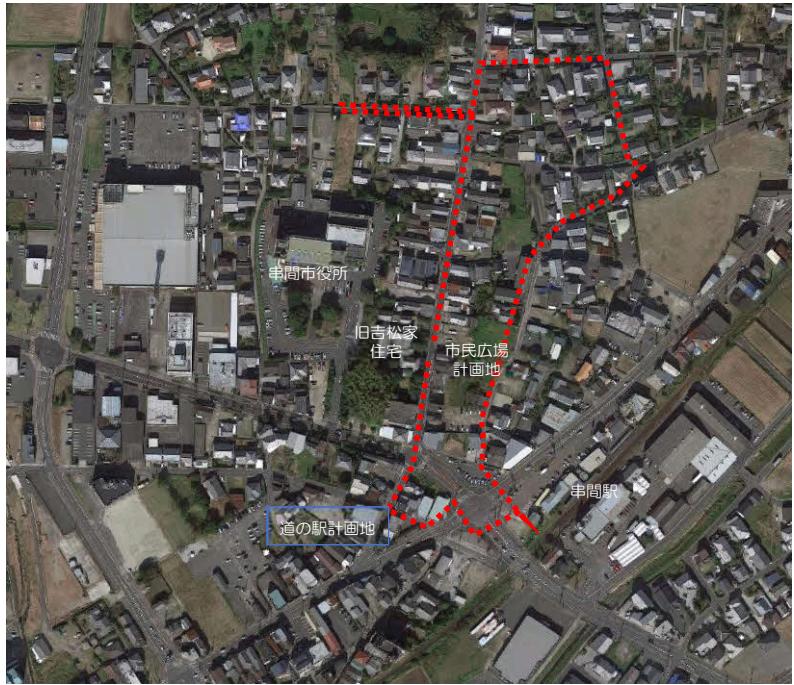
- ◆ 市民が好きな景観については、圧倒的に「都井岬」に関する内容が多く、灯台から見た海や丘にいる岬馬の景観などが好まれている。都井岬が好きな説明内容を含めて、地名を記載せずに「海」の景色と答えた人が多くなっている。一方で、都市部の景観としての旧吉松住宅や福島川等を好む回答者数は数票と少ない結果となった。
- ◆ 前述の問22の結果と合わせると、市民が好む景観、重要視する景観として、串間市の景観として対外的にも広く認知されている面的に広がる【自然景観】を考えている人が多い。一方、旧吉松住宅などの「点」としての景観資源は、歴史や文化等の要素に関連する景観資源が集積しているわけではないため、インパクトが弱いものと考えられる。

表：問35「好きな景観、好きな理由を教えて下さい。」

景観箇所	回答数
都井岬	94
幸島	10
第二高畠山	10
高松海岸	9
福島港	8
石波海岸	8
勿体森運動公園	7
恋ヶ浦	6
本城干潟	6
赤池渓谷	6
あじさいロード	5
福島川（桜づつみロード）	4
旧吉松住宅	3
一里崎	2
龍口山	2
海	47

まち歩き研修会

市内の高校生を対象として、以下の要領でまち歩き研修会を行った。

研修会日時	平成 30 年 11 月 30 日 13:00~16:00
参加者	宮崎県立福島高等学校 地域創生学の生徒 8 名
研修概要	①まちづくり事業及び景観の説明（座学） ②まち歩き ③参加者アンケート（景観の良い点・悪い点）
まち歩きルート	
研修会の様子	   

【研修会参加者へのアンケート結果】

残したい景観	
家・建物	昔ながらの家 昔からある建物（活用できれば活用する） 石の壁や、木造の建物など 仲町周辺の歴史を感じられる部分（石垣や吉松家、古墳など）
石壁・石垣	江戸時代ごろに積まれた石垣は雰囲気があってとてもよかったです 昔からある石垣 石の壁 石垣などはいいなと思う 昔からあった石垣
自然景観	建物が少ない所を歩くと見える畠道や山 町から見える山並み 都井岬・幸島等の自然
その他	水が通っている用水路は良い。 柿の木とか良かったです
景観を損なっているもの	
古い建物	サビた建物や民家などは撤去すべき 古い建物（錆びてたり）
古い看板	もうない店の看板など よくわからない看板 今はもう営業していない飲食店や電気屋などの看板 よくわからない看板
目立つ色の建物	工事をしていた所のアパート？の黄緑色がまちなみには合わない 黄緑色のアパート カラフルな建物 派手な色の建物 路面改修地にある緑色のアパート→塗り替えた方が良い？ パナップさんの建物の白くなっている部分 周りと色の大きく異なった建物
ゴミ	ごみが多いと思う そこらじゅうにおちていたゴミ
空き地	空き地？が多い 手入れしていない土地
石垣の苔等	石垣についている草やこけ 石垣に生えている草
荒れた道路	道路がぼこぼこしている。 でこぼこした道（こけそう） 高齢者が歩きにくそうな道ばかり（穴が開いていたりして）
その他	電線（都井岬等）

市内の良いと感じる景観

- 都井岬、幸島、恋ヶ浦などの自然
- 都井岬、串間温泉（イルミナイト）、幸島、赤池
- 都井岬の岬馬に直接触れ合えるところ
- 運動公園から見える串間市全体
- 福島大橋の上など
- 愛宕祭り
- あたご祭り
- 川や用水路などは水が流れているのを見ると綺麗だなとは思う
- 川や田んぼなど
- 海
- 自然豊かでたくさんの生き物と触れ合える
- 空がきれい
- 星などもすごくきれいに見える

景観に関する意見

- 商店街の入り口に大きな看板や串間市をPRするものがあると良い
- 町の中心にパッと目につく串間市のシンボルみたいな絵があつたらいいと思う
- 他では見ないような変わったこと、ものを置いてみる
(大きいもの像・模型など)
- 建物の色の統一や看板の統一といったことは、自費でするのは少し苦しいかもしない
- 建物の景観を少しそろえるだけでも良くなると思う
- 建物の見栄え自体をよくしていけば、田舎っぽさも少しはなくなって、市外から来てくれる人たちが増えるんじゃないかなと思います
- 観光案内所に屋根を付けた方がいいと思う(1950年製で老朽化が心配)
- 路面電車周辺の砂利が気になる
- 路面電車入り口スロープ前の段差が気になる
- 石畳の道がいきなり終わるのはしょうがないとは思うけど、なにか工夫があればいいかもしれません
- 冬の時期は人通りが多い所にイルミネーションをつけたりすると良いと思う
- もう誰も住んでいないような家につるが伸びていたり草が出てきたりしているのでそういうのをなくすと、もっときれいに見えたりするのかなと思いました
- 商店街などを歩いていると、どんな人とでもあいさつができるというのは良いなと思います



串間市景観計画

[景観計画に関するお問い合わせ]

串間市 東九州道・中心市街地対策課

住 所：〒888-8555

宮崎県串間市大字西方5550

電 話：0987-72-1111

FAX：0987-72-6727

策定年月：令和元年10月